

斜里町一般廃棄物処理基本計画

令和5年4月

斜 里 町

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画対象区域	3
第2章 地域の概要	4
1 自然環境	4
2 社会環境	6
3 将来計画（総合計画）	10
第3章 ごみ処理の現状	11
1 処理する廃棄物の種類	11
2 ごみ処理の流れ	13
3 ごみ排出量	14
4 ごみの減量化・再生利用	18
5 収集・運搬	19
6 中間処理施設の概要と課題	21
7 最終処分	25
8 ごみ処理システムの評価	26
9 ごみ処理関連法令等の動向	30
10 ごみ処理における課題	42
第4章 ごみ排出量の推計	43
1 計画目標年次におけるごみ処理の流れ	43
2 ごみ排出量推計の流れ	45
3 ごみ排出量の見込み	46
4 ごみ排出量計画値	48
5 ごみ処理量計画値	50
第5章 今後のごみ処理の基本方針	55
1 循環型社会形成に向けた基本的方向	55
2 計画の基本方針	56
3 計画の数値目標	57
第6章 今後のごみ処理に関する主な施策	58
1 基本方針1（ごみの減量を推進する）に関する施策	58
2 基本方針2（ごみの有効活用を推進する）に関する施策	59
3 基本方針3（環境にやさしいごみ処理を推進する）に関する施策	60

第7章 今後のごみ処理に関する計画	61
1 ごみの排出抑制・資源化計画	61
2 収集・運搬計画	64
3 中間処理計画	67
5 最終処分計画	70
4 関連施策	72
※ 参考 基本計画策定に係る町民アンケート結果	73

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行うとともに関連計画を策定してきました。近年では、平成30年6月に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示し、各主体との連携のもと、環境保全を前提とし、3Rの推進等、国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。

また、北海道では、循環型社会の形成を加速させるための具体的な指針として策定された「北海道循環型社会形成推進基本計画」の後継計画となる「北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)」を令和2年3月に策定し、この基本計画における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画(第5次)」も令和2年3月に策定しました。

斜里町(以下「本町」といいます。)では、平成20年6月に平成20年度から令和4年度までの15年間を計画期間とする斜里町一般廃棄物処理基本計画(以下「現計画」といいます。)を策定しました。

現計画では、「人と地球にやさしい環境共生型社会を目指して」を基本目標と定め、「ごみの減量を推進する」、「ごみの有効活用を徹底する」、「環境にやさしいごみ処理を推進する」の3つの基本方針を掲げ、循環型社会形成を目指してきました。

現計画策定後は、燃料化施設・堆肥化施設・最終処分場から構成される斜里町エコクリーンセンターを整備し、ごみの資源化・適正処理を促進させてきました。

本計画は、その後生じた現計画の課題を整理するとともに、国や北海道の動向や、現在進められている本町及び周辺地域の間処理の広域化の流れを踏まえ、各種リサイクル関連法の主旨に則り「循環型社会」の構築を大きな目標として捉えた、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにします。

2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

本計画は、このうち、ごみ処理基本計画に該当するものです。

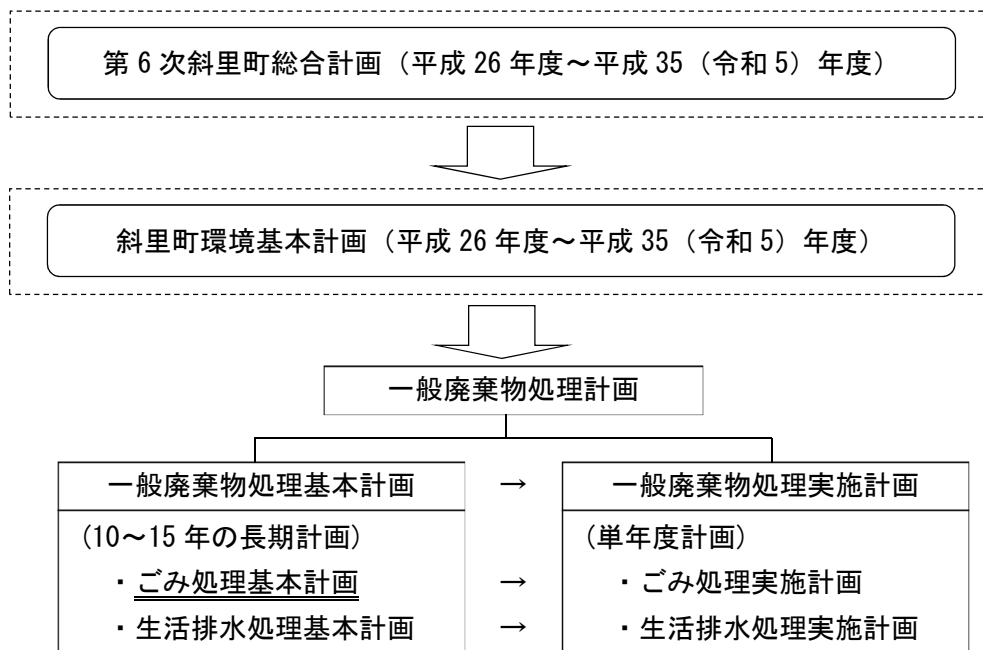


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間とします。また、令和9年度及び令和14年度を中間目標年次とします。

社会動向の変化や法制度の改定などといった計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

表 1-1 計画期間

年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
内容	計画策定年次	→				中間目標年次	→				中間目標年次	→				計画目標年次

4 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします。

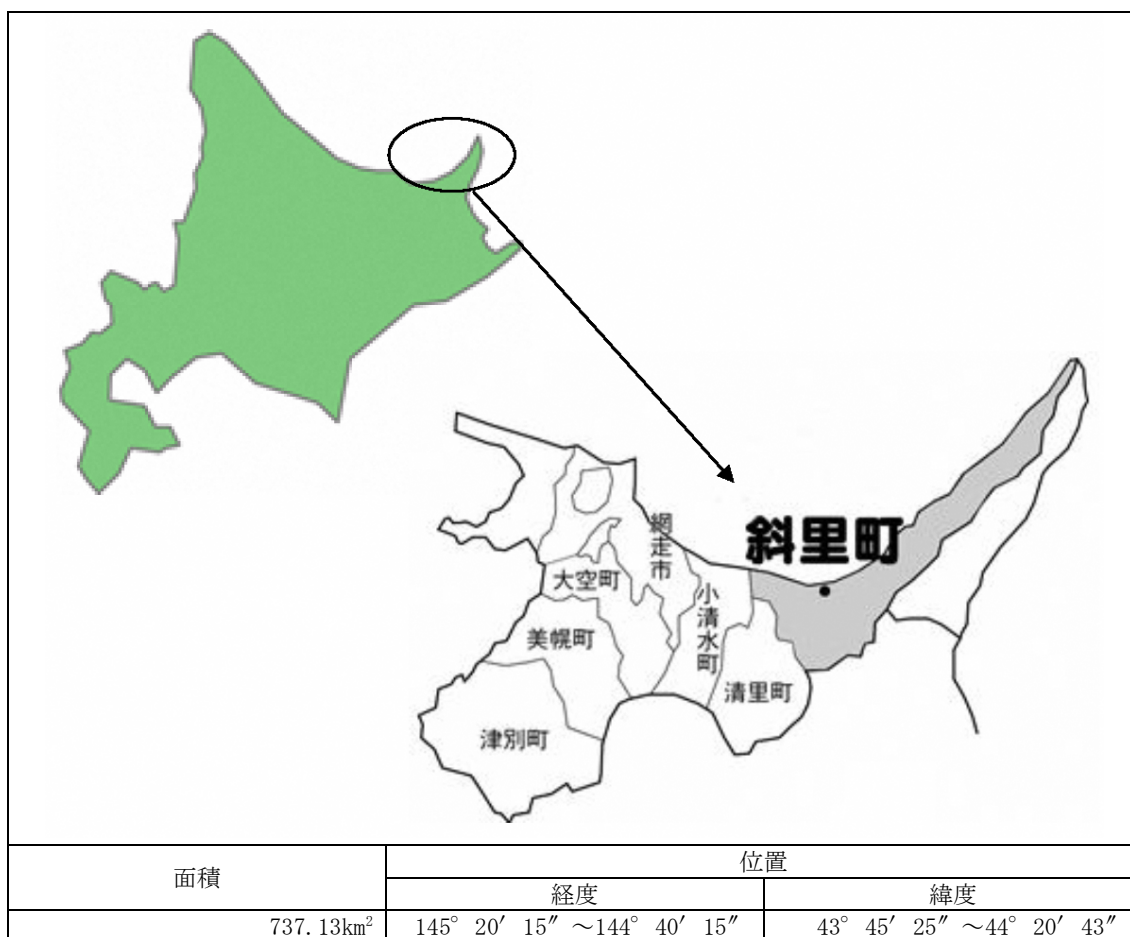
第2章 地域の概要

1 自然環境

(1) 位置・地勢

本町は、北海道オホーツク管内の最東部に位置しており、オホーツク海に面して北は 100km を超える海岸線、東南に知床連山を擁し、弓状三角形をなしています。南は清里町、西は小清水町と隣接しており、幅 25km、長さ 65km に及ぶ知床半島を羅臼町と二分しています。

半島中央部を縦走している知床連山は険しい山岳と深い原始林、オホーツク海の荒波に海蝕された断崖が続いており、世界自然遺産登録エリアのある「知床国立公園」があります。さらに、斜里岳、海別岳山麓からなる台地と斜里川・奥薬別川水系を挟んだ平坦地には肥沃な土壌があります。斜里岳山麓台地はなだらかな山なみで、一部は「斜里岳道立自然公園」になっています。海別岳山麓は北西に広がる地域です。また、海岸線の一部は「網走国定公園」となっています。



出典：(面積) 国土交通省国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 (令和3年7月1日時点)
(位置) 国土交通省国土地理院 都道府県及び市区町村の東西南北端点の経度緯度

図 2-1 位置図

(2) 気象

気温は、オホーツク海の海流や流氷の影響を受けて、年平均気温は6度程度であり、冬期間の降雪量はさほど多くはありませんが、北西の風が強いため、融雪時期が遅くなります。また、山岳部の融雪がほぼ終わる6月中旬頃まで、本町特有のフェーン現象による南東の強風が台地の火山灰地帯を襲い、種苗期の農作物に被害を与えることがあります。

降水量は、年間800mm程度と少ないですが、年によっては融雪期である4月、5月の降雨と重なることで、河川の水位が高くなり、畑地等への冠水被害が生じることがあります。

アメダスの斜里観測所における気象概要（平年値）を表2-1及び図2-2に示します。

表 2-1 斜里観測所の気象概要（平年値※）

区分	降水量 (mm)	気温(°C)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の 深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均	日最高	日最低				
1月	35.1	-6.5	-2.2	-12.7	2.7	78.2	153	63
2月	24.4	-7.0	-2.1	-13.9	2.5	112.9	124	84
3月	37.0	-2.3	2.1	-8.1	2.6	151.7	100	87
4月	52.2	4.1	9.2	-1.0	2.7	171.3	30	43
5月	60.2	9.8	15.6	4.1	2.4	180.4	1	1
6月	62.4	13.8	19.1	8.8	1.7	175.0	0	0
7月	85.7	17.7	22.6	13.2	1.4	176.1	0	0
8月	108.7	19.3	24.3	14.8	1.5	167.2	0	0
9月	122.6	16.0	21.2	10.8	1.7	155.9	0	0
10月	91.0	9.9	15.3	4.2	2.1	141.5	1	0
11月	63.7	3.2	7.8	-1.6	2.6	101.4	17	8
12月	54.1	-3.5	0.7	-9.1	2.7	88.7	101	32
年	802.0	6.2	11.1	0.8	2.2	1,700.4	524	94

※平成3（1990）年～令和2（2020）年の平均値

出典：アメダス（斜里観測所）

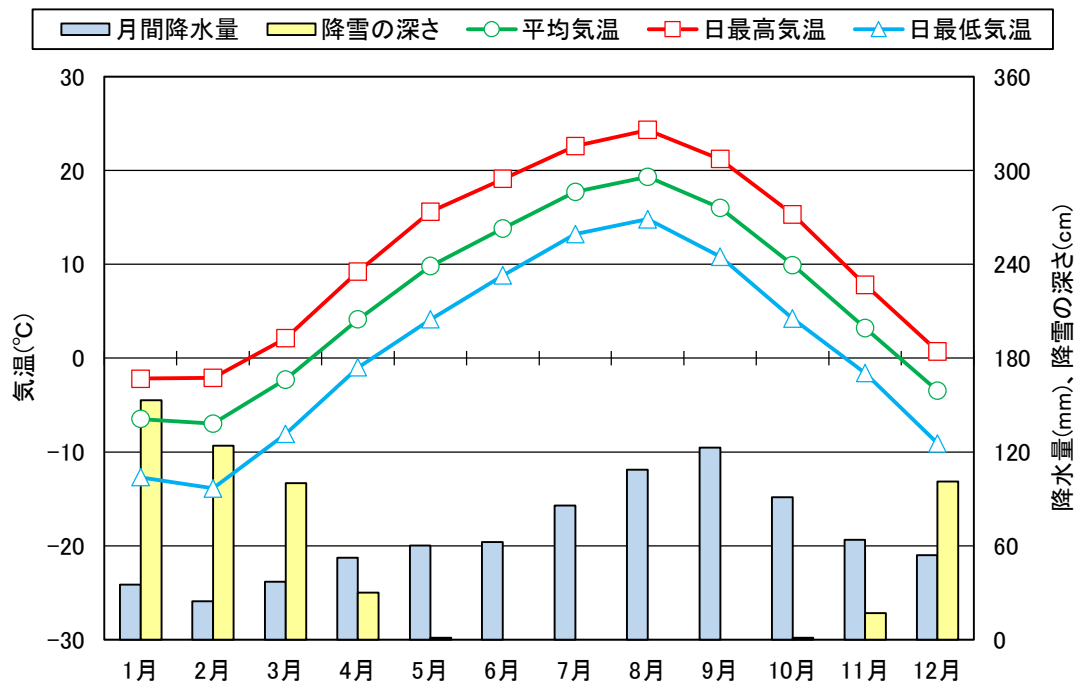


図 2-2 斜里観測所の気象概要（平年値）

2 社会環境

(1) 人口

1) 人口・世帯数

本町の昭和 25 年～令和 2 年国勢調査における人口・世帯数の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

本町の人口は、昭和 35 年をピークに減少傾向にあり、令和 2 年の人口は 11,418 人となっています。一方、世帯数は、平成 22 年までは概ね増加傾向にあるものの、平成 27 年以降は減少傾向にあり、令和 2 年の世帯数は 5,349 世帯となっています。1 世帯当たり人口は減少し続けており、令和 2 年には 2.13 人/世帯に減少しており、核家族化が進行しています。

表 2-2 人口・世帯数の推移 (国勢調査)

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり人口 (人/世帯)
昭和 25 年	15,356	2,598	5.91
昭和 30 年	17,468	2,960	5.90
昭和 35 年	18,371	3,557	5.16
昭和 40 年	18,015	4,014	4.49
昭和 45 年	16,674	4,309	3.87
昭和 50 年	15,996	4,617	3.46
昭和 55 年	15,795	5,248	3.01
昭和 60 年	15,955	5,346	2.98
平成 2 年	15,182	5,202	2.92
平成 7 年	14,634	5,450	2.69
平成 12 年	14,066	5,636	2.50
平成 17 年	13,431	5,703	2.36
平成 22 年	13,045	5,759	2.27
平成 27 年	12,231	5,547	2.20
令和 2 年	11,418	5,349	2.13

出典：国勢調査

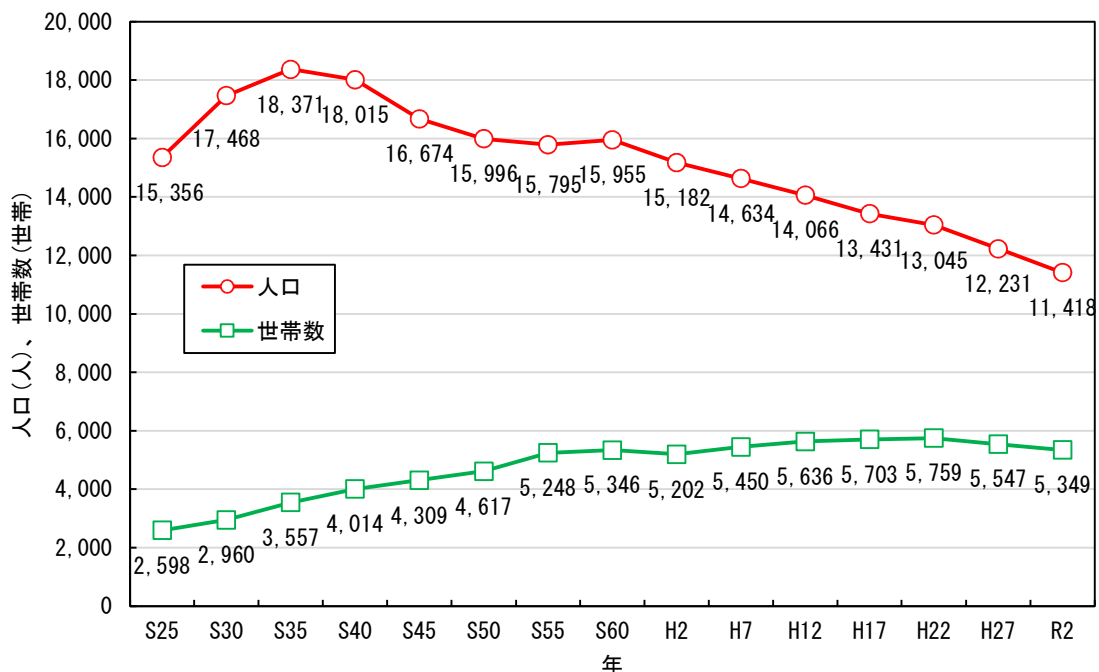


図 2-3 人口・世帯数の推移 (国勢調査)

2) 年齢階級別人口

本町の令和2年国勢調査における年齢階級（5歳階級）別人口を図2-4に示します。

本町の年齢階級別人口は男女ともに65～69歳が最も多く、次いで70～74歳が多くなっています。

男女合計における老年人口（65歳以上）の割合は33.6%と全国の高齢化率である28.8%（「令和3年版高齢社会白書」より）を上回っており、高齢化が進行しています。

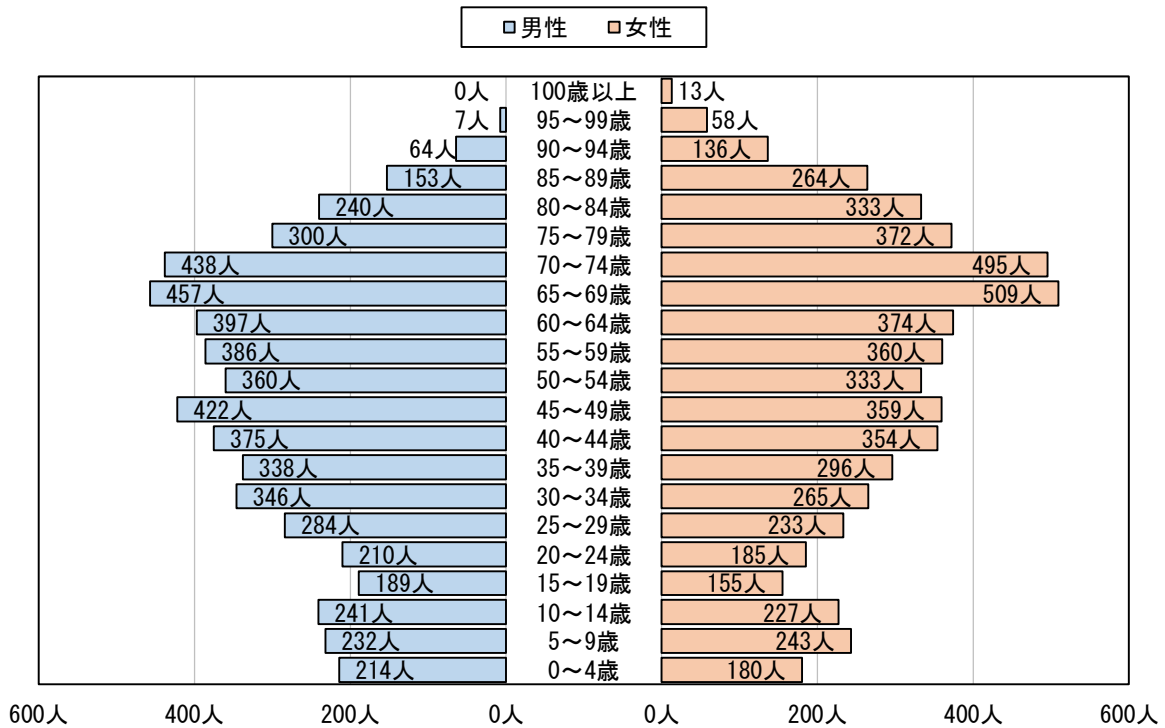


図 2-4 年齢階級別人口（令和2年国勢調査）

(2) 産業

本町の平成17年～平成27年国勢調査における産業(大分類)別15歳以上就業者数を表2-3、図2-5に示します。

平成17年から平成27年にかけて、第1産業は増加しており、第2産業は減少しています。第3次産業は概ね横ばいで推移しています。

表2-3 産業(大分類)別15歳以上就業者数

単位：人

産業分類	平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総数	6,974	100.0%	6,579	100.0%	5,813	100%
第1次産業	1,478	21.2%	1,461	22.2%	1,311	22.6%
農業	960	13.8%	930	14.1%	836	14.4%
林業	36	0.5%	29	0.4%	37	0.6%
漁業	482	6.9%	502	7.6%	438	7.5%
第2次産業	1,340	19.2%	1,240	18.8%	966	16.6%
鉱業・採石業・砂利採取業	14	0.2%	6	0.1%	9	0.2%
建設業	524	7.5%	476	7.2%	407	7.0%
製造業	802	11.5%	758	11.5%	550	9.5%
第3次産業	4,149	59.5%	3,877	58.9%	3,479	59.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	27	0.4%	32	0.5%	22	0.4%
情報通信業	5	0.1%	4	0.1%	3	0.1%
運輸業・郵便業	467	6.7%	400	6.1%	350	6.0%
卸売業・小売業	870	12.5%	789	12.0%	699	12.0%
金融業・保険業	87	1.2%	81	1.2%	63	1.1%
不動産業・物品賃貸業	33	0.5%	33	0.5%	33	0.6%
学術研究・専門・技術サービス業	96	1.4%	63	1.0%	51	0.9%
宿泊業・飲食サービス業	873	12.5%	737	11.2%	575	9.9%
生活関連サービス業・娯楽業	237	3.4%	223	3.4%	182	3.1%
教育・学習支援業	258	3.7%	234	3.6%	201	3.5%
医療・福祉	526	7.5%	598	9.1%	578	9.9%
複合サービス業	137	2.0%	194	2.9%	181	3.1%
サービス業(他に分類されないもの)	298	4.3%	275	4.2%	306	5.3%
公務(他に分類されないもの)	235	3.4%	214	3.3%	235	4.0%
分類不能	7	0.1%	1	0.0%	57	1.0%

出典：国勢調査

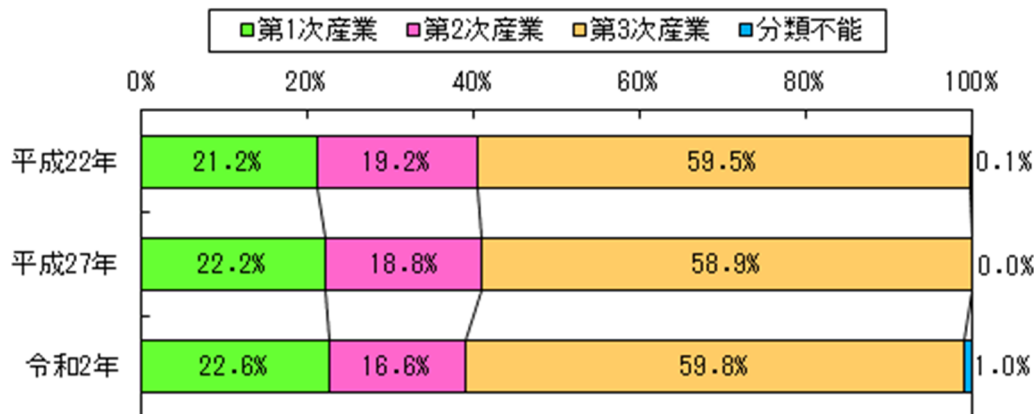
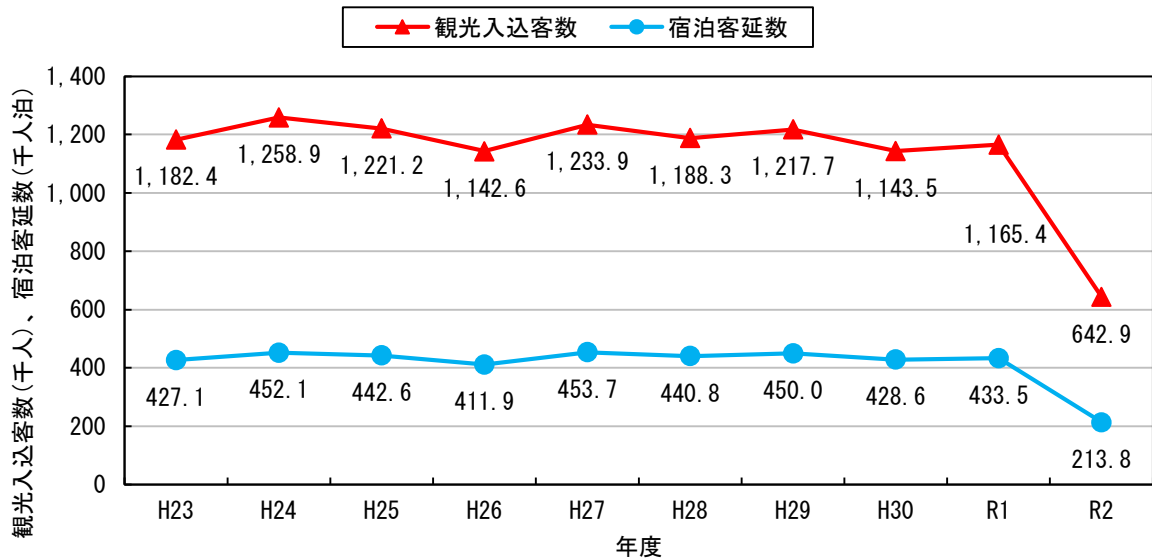


図2-5 産業(大分類)別15歳以上就業者数の比率

(3) 観光

本町の平成 23 年度～令和 2 年度北海道観光入込客数調査報告書における年間観光入込客数及び宿泊客延数の推移を図 2-6 に示します。

本町の年間観光入込客数及び宿泊客延数は、それぞれ令和元年度まで概ね一定で推移しており、観光入込客数は 120 万人前後、宿泊客延数は 44 万人前後となっています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス禍の影響により、大きく減少しています。



出典：北海道観光入込客数調査報告書

図 2-6 年間観光入込客数及び宿泊客延数の推移

3 将来計画（総合計画）

本町では、平成 26 年 6 月に「第 6 次斜里町総合計画」を策定しました。第 6 次斜里町総合計画におけるごみ処理に関する施策の概要を表 2-4 に示します。

表 2-4 第 6 次斜里町総合計画の概要

計画の名称		第 6 次斜里町総合計画		
計画期間		平成 26 年度～令和 5 年度(10 年間)		
基本構想	基本理念	みどりと人間の調和を求めて		
	基本テーマ	幸せを実感できる住みよいまちづくり		
ごみ処理関連施策	基本目標 1			
	政策 2			
	1-2-2 ごみの減量・資源化の推進			
	ごみの減量・資源化の取組を継続的に実施することにより、循環型社会づくりを推進します。			
	○ごみの排出抑制 ○リサイクルの推進			
成果指標				
成果指標		H25 (実績)	H30 (中間目標)	R5 (目標)
一日一人あたりごみ排出量		421g	409g 以下	395g 以下
ごみの排出量		5,295t	4,613t	4,380t
リサイクル率		49.6%	67%	70%以上
1-2-3 適切なごみ処理の推進				
恒常的に排出されるごみを安定的に処理し、不適正なごみ処理をなくすことで、環境美化を推進し、ごみによる環境負荷の低減をめざします。				
○安定的なごみ処理の推進 ○不法投棄・野外焼却対策等の推進				

第3章 ごみ処理の現状

1 処理する廃棄物の種類

廃棄物は廃棄物処理法において「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。また、それぞれ有害性や感染性のあるものを「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として区分しています。

一般廃棄物は、住民生活に伴って各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ」があります。また、産業廃棄物は、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、汚泥や燃えがら等、法令で定める 20 種類の廃棄物と輸入された廃棄物が該当します。

このうち、本町では一般廃棄物である家庭系ごみと事業系ごみを処理しています。ただし事業系ごみについては排出者責任にもとづき、事業者自らが施設に直接搬入するか、許可業者に依頼して搬入することにしてしています。また、産業廃棄物については、許可を受けた処理業者が処理することとなっており、本町で収集及び処理は行っていません。

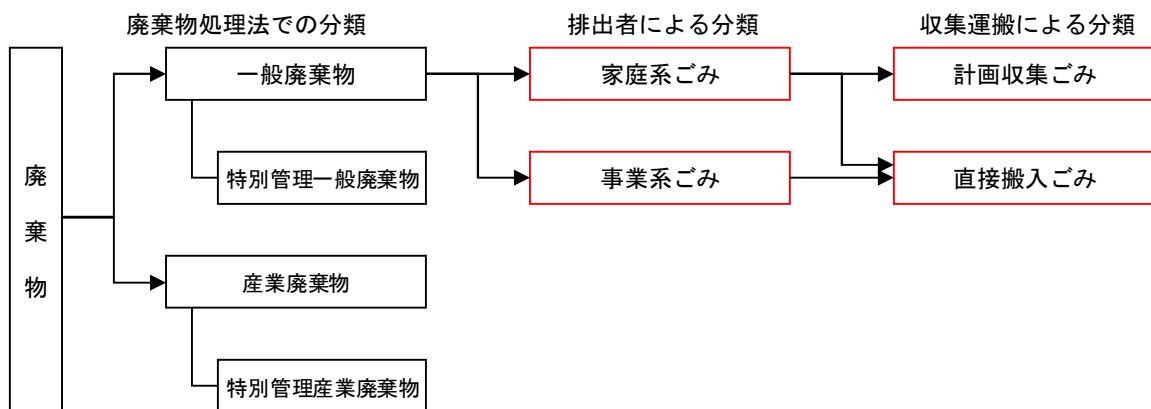


図 3-1 廃棄物の分類

家庭系ごみと事業系ごみは、ごみ処理や資源化の方法に応じて①一般ごみ、②生ごみ、③燃えないごみ、④粗大ごみ、⑤資源物の5つに区分しています。さらに資源物は、表 3-2 に示すようにペットボトル・缶など8分類16種類に区分しています。

表 3-1 分別区分ごとの主なごみの種類（資源物を除く）

区分		主なもの
一般ごみ	資源ごみに出せない紙製品・プラ製品	油分や汚れが落とせないもの、紙くず、シュレッダーダスト等
	布類	汚れた・破れた衣類、おしぼり、ハンカチ等
	草・葉	芝草、生花、落ち葉（枝木は、粗大ごみ）
	ペット糞類等	猫のトイレ砂、犬糞、ペットシーツ
	テープ類	カセットテープ、ビデオテープ、PPバンド等
生ごみ	その他	生理用品、おむつ、貝殻、糸糸、テグス、CD、小さなおもちゃ等
	厨芥類	調理くず、食べ残し
燃えないごみ	ガラス類	油分や汚れが落とせないビン、割れたガラス、電球（白熱灯）等
	陶器類	植木鉢、茶碗、湯飲み、食器等
	金属製品	フライパン、鍋、傘、汚れた空き缶、アルミホイル等
	ゴム類	靴、長靴、ホース等
	その他	かばん、バッグ、ベルト
粗大ごみ	木類	廃材、庭木、家具類等
	布類	寝具類、カーペット、ぬいぐるみ等
	金属類	大きななべ類、暖房器具、自転車等
	その他	大きな食器、日用雑貨、燃えないごみの指定袋に入らない物等

表 3-2 資源物の種類と区分

区分			主なもの	
1	ペットボトル・缶類	1	ペットボトル	飲料用・調味用ペットボトル等（必ず、キャップ、ラベルを取る）
		2	缶類	飲料用・飲食用の缶（スチール製・アルミ製）・食用油の一斗缶
2	プラスチック製の容器包装（その他プラ）	3	プラスチック製の容器包装	カップめん等の容器、ビニール袋、ペットボトルのキャップ、魚・肉のトレー、みかんのネット、プラスチック製調味料ボトル等
		4	発泡スチロール	発泡緩衝材、発泡魚箱等
3	紙類	5	新聞・チラシ類	新聞紙、新聞チラシ、パンフレット、ホチキス止めや糸とじ雑誌等
		6	雑誌類	ホチキス止め以外（のりとじ）の雑誌や本類、百科事典等
		7	雑紙	紙箱、紙コップ、包装紙、封筒、葉書等
		8	紙パック類	牛乳・ジュースの紙パック等
9	ダンボール類	ダンボール箱（内側がつるつる加工の物は、一般ごみ）		
4	びん類	10	びん類	飲料用のびん、化粧品用のびん、お酒のびん等の空びん
5	廃食用油	11	廃食用油	てんぷら油の廃油等
6	小型家電	12	小型家電	携帯電話、AV機器、PC及び周辺機器、趣味電化製品、生活家電、家庭用医療機器、調理家電、美容・その他家電
7	電池類・体温計類・蛍光管	13	電池類	乾電池、充電電池（液入りバッテリーを除く）等
		14	体温計類	水銀体温計、水銀入り体温計等
		15	蛍光管	蛍光管
8	衣類	16	衣類	アウター、トップス、ボトムス、上下セット、下着類、遊び着、和服類、寝具等、ぬいぐるみ・小物、リビング・台所用品、風呂・洗面所用品 ※学生服等回収の対象外となるものあり

2 ごみ処理の流れ

令和3年度におけるごみ処理の流れを図3-2に示します。

一般ごみは斜里町エコクリーンセンター資源化施設へ搬入後、高温高压処理して、RDF（固形燃料）を製造します。

生ごみは斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設へ搬入後、堆肥化処理して、生成した堆肥を地元農家に還元します。

燃えないごみは、斜里町エコクリーンセンターへ搬入後、資源化処理可能なもの及び鉄類を分別し、不燃物は斜里町エコクリーンセンター最終処分場で埋立処分します。

粗大ごみは、斜里町エコクリーンセンターへ搬入後、鉄類を分別し、自走式破砕機で破砕処理します。破砕処理後の資源化処理可能なものは斜里町エコクリーンセンター資源化施設で高温高压処理し、不燃性の残渣は埋立処分します。

資源物は、斜里町リサイクルセンターへ搬入後、小型家電、紙類、缶、ペットボトル等の資源物について、圧縮等の処理や保管を行った後、再生処理業者で資源化・再利用します。なお、乾電池・蛍光灯は、斜里町エコクリーンセンターで一時保管後、専門の処理業者において資源化します。

※燃えないごみ及び粗大ごみについて、斜里町エコクリーンセンター資源化施設に搬入するものを「処理可能物」、埋立処分するものを「粗大残渣」といいます（下図参照）。

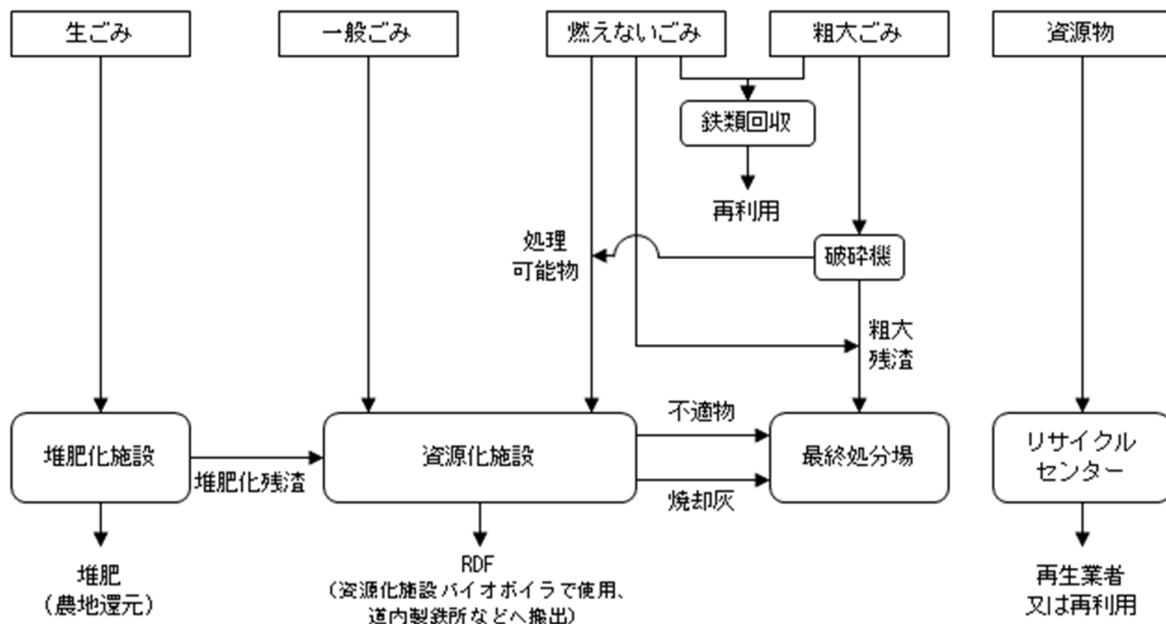


図3-2 ごみ処理の流れ（令和4年度）

3 ごみ排出量

(1) 年間ごみ排出量

過去5年間のごみ排出量の実績を表 3-3、

図 3-3～図 3-4 に示します。

ごみ排出量は、概ね減少傾向にあり、特に令和2年度は令和元年度と比較して約280 t/年減少しました。

排出者別で見ると、家庭系ごみは増減しながら約2,800 t/年で推移しています。事業系ごみは概ね減少傾向にあり、特に令和2年度は令和元年度と比較して約360 t/年減少しました。

令和2年度、3年度の事業系ごみ排出量が少ない要因として、新型コロナウイルス対策による在宅勤務や観光客の減少等の影響が考えられます。

表 3-3 ごみ排出量の実績

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ	一般ごみ	1,096	1,102	1,101	1,086	1,062
	生ごみ	802	780	750	743	669
	燃えないごみ	95	99	100	117	99
	粗大ごみ	136	173	134	167	140
	資源物	765	649	668	713	586
	小計	2,894	2,803	2,753	2,826	2,559
事業系ごみ	一般ごみ	459	451	464	384	418
	生ごみ	581	543	545	388	442
	燃えないごみ	11	10	10	11	11
	粗大ごみ	158	140	191	122	140
	資源物	323	366	355	304	303
	小計	1,532	1,510	1,565	1,209	1,313
全体	一般ごみ	1,555	1,553	1,565	1,470	1,480
	生ごみ	1,383	1,323	1,295	1,131	1,110
	燃えないごみ	106	109	110	128	110
	粗大ごみ	294	313	325	289	280
	資源物	1,088	1,015	1,023	1,017	892
	合計	4,426	4,313	4,318	4,035	3,872

図 3-3 ごみ排出量の実績（排出者別）

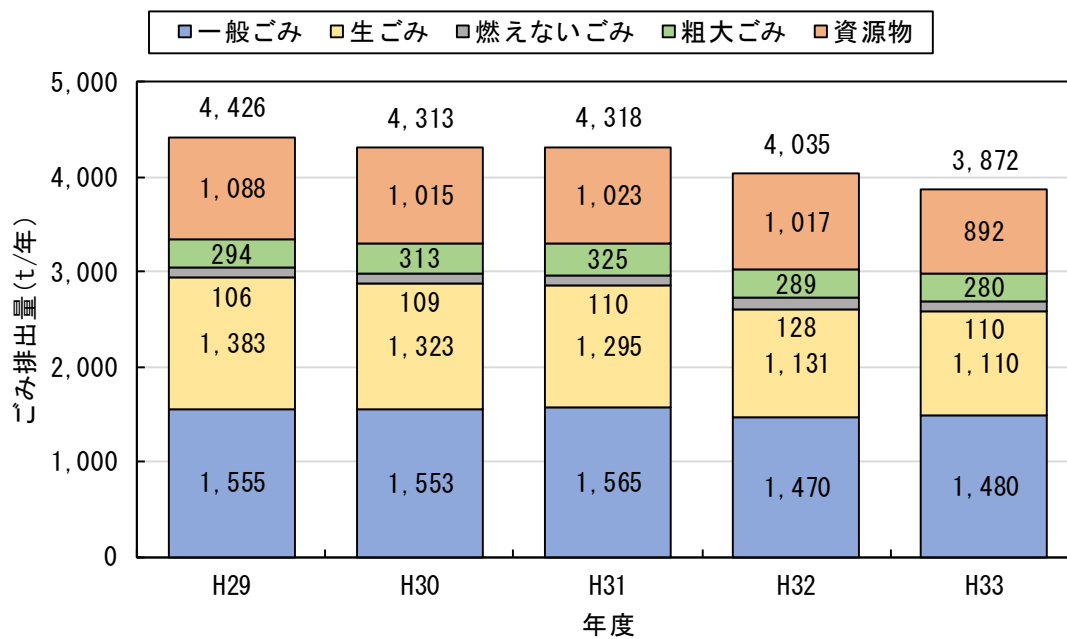
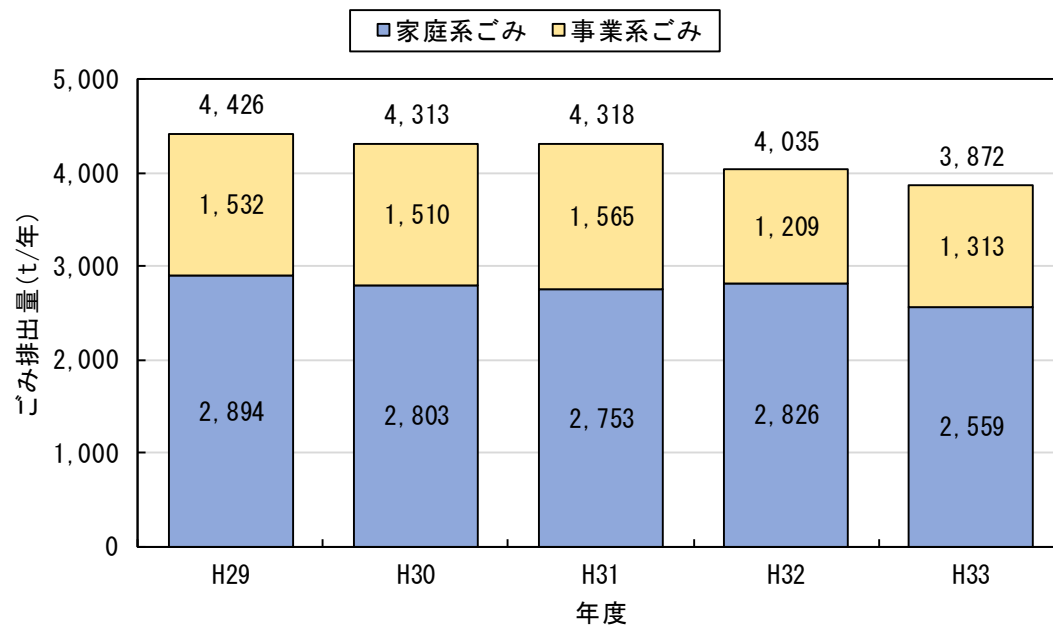


図 3-4 ごみ排出量の実績 (ごみ区分別)

(2) 1人1日当たりごみ排出量

過去5年間の1人1日当たりごみ排出量（以下「ごみ排出量原単位」といいます。）の実績を表3-4、図3-5～図3-6に示します。

家庭系ごみ排出量原単位は、令和2年度は令和元年度と比較して約30g/人・日増加しましたが、令和2年度から令和3年度は約20g/人・日減少しました。

事業系ごみ排出量原単位は、令和2年度は令和元年度と比較して約80g/人・日減少しましたが、令和2年度から令和3年度は約20g/人・日増加しました。

令和2年度の家系ごみ排出量原単位の増加及び事業系ごみ排出量原単位の減少の要因として、新型コロナウイルス対策による在宅勤務や観光客の減少等の影響が考えられます。

表 3-4 ごみ排出量原単位の実績

単位：g/人・日

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ	一般ごみ	257	262	264	266	267
	生ごみ	188	186	180	182	168
	燃えないごみ	22	24	24	29	25
	粗大ごみ	32	41	32	41	35
	資源物	180	154	160	175	148
	小計	679	667	659	692	644
事業系ごみ	一般ごみ	108	107	111	94	105
	生ごみ	136	129	130	95	111
	燃えないごみ	3	2	2	3	3
	粗大ごみ	37	43	43	30	35
	資源物	76	83	87	74	76
	小計	360	366	374	295	330
全体	一般ごみ	365	370	375	360	372
	生ごみ	325	315	310	277	279
	燃えないごみ	25	26	26	31	28
	粗大ごみ	69	72	75	71	70
	資源物	255	241	247	250	224
	合計	1,039	1,024	1,033	989	974

※ごみ排出量原単位(g/人・日) = ごみ排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(日/年) × 10⁶

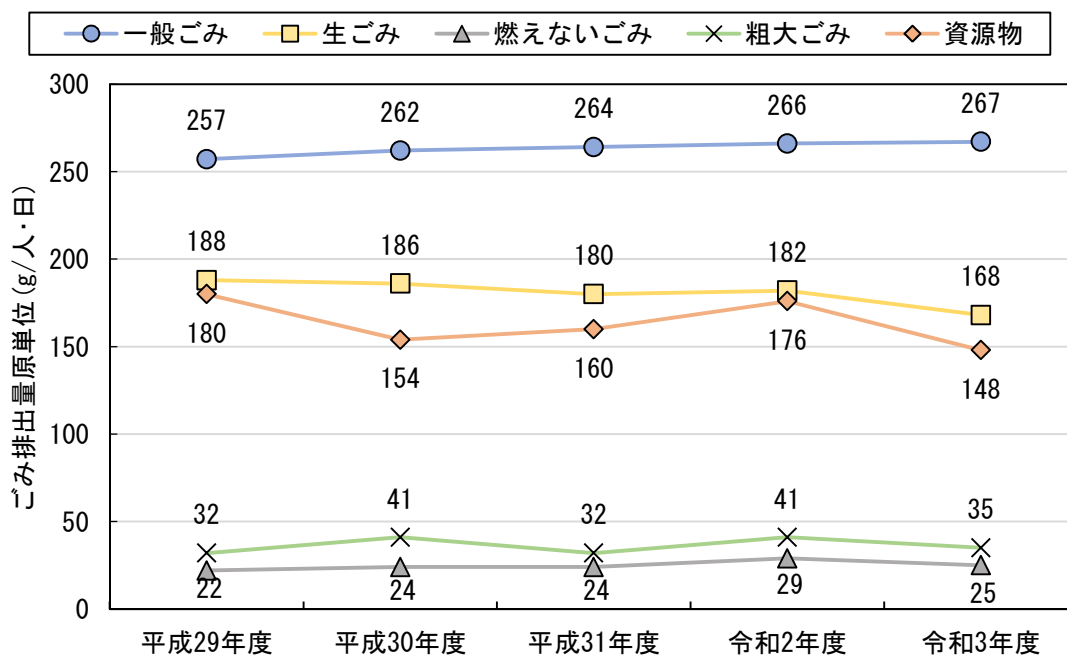


図 3-5 家庭系ごみ排出量原単位の実績

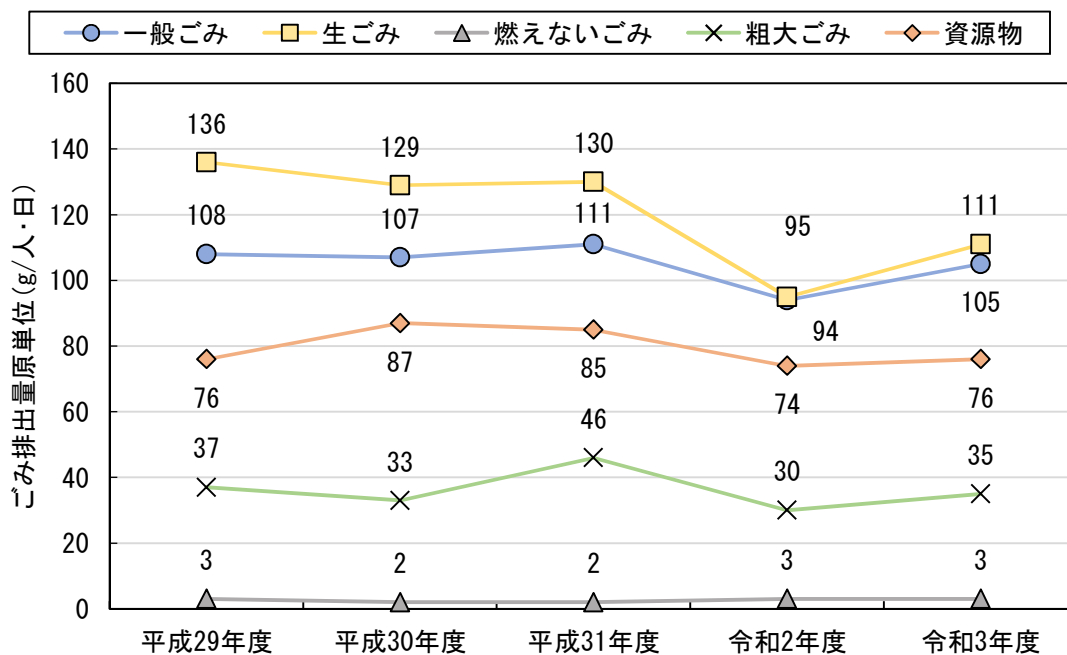


図 3-6 事業系ごみ排出量原単位の実績

4 ごみの減量化・再生利用

本町では、ごみの減量化・再生利用に向けた以下取り組みを進めています。

(1) 生ごみの堆肥化

斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設において、生ごみの堆肥化を行っており、生ごみの有効利用を進めるとともに農業者の土づくりを支援しています。

(2) 資源物の再資源化

ごみの減量化を図るため平成6年から資源物の回収を行っています。回収品目は、缶類、びん類、紙類、廃食用油、発泡スチロール、衣類、電池類・体温計類・蛍光灯です。

その後、平成8年度からペットボトル、平成12年度からプラスチック製容器包装類、平成25年度から小型家電、平成28年度から衣類の回収を開始し、現在に至っています。

(3) ごみ処理の有料化

ごみの排出抑制と排出者相互の費用負担の公平化を図るため、平成18年4月から一般ごみ、生ごみ、粗大ごみの有料化を開始しました。燃えないごみについては、平成25年10月の分別開始とともに有料化を実施しています。

一般ごみ、生ごみ及び燃えないごみは、容量別の指定袋（収入証紙）、粗大ごみは大きさに応じた処理券（収入証紙・シール）による方法としています。

表 3-5 ごみ処理有料化の内容

区分	種類	色	単位	金額	備考
家庭系ごみ	一般ごみ (指定袋)	白色	15L	30円	
			30L	60円	
			45L	90円	
	生ごみ (指定袋)	黄色	4L	15円	
			7L	20円	
			15L	30円	
	燃えないごみ (指定袋)	茶色	15L	30円	
			30L	60円	
	粗大ごみ (処理券)	白色	3辺合計が1m未満	60円	粗大ごみ未収集地区(処理券の色は橙色)は左記の1/2の金額です。
3辺合計が1m以上2m未満			200円		
3辺合計が2m以上			300円		
事業系ごみ	一般ごみ (指定袋)	緑色	30L	30円	
			45L	45円	
	生ごみ (指定袋)	レモン色	15L	15円	
			30L	30円	
			45L	45円	
	燃えないごみ (指定袋)	灰色	15L	15円	
			30L	30円	
	粗大ごみ (処理券)	緑色	3辺合計が1m未満	30円	
			3辺合計が1m以上2m未満	100円	
3辺合計が2m以上			150円		

5 収集・運搬

(1) 家庭系ごみの収集体系

本町の令和3年度における収集地区毎のごみ収集日を表3-6に示します。

収集頻度は、生ごみが週2回、一般ごみ及びプラスチック製容器包装が週1回、燃えないごみ、粗大ごみ、紙類、びん類、缶類、ペットボトルが月1回となっています。なお、集落地域（豊倉地域の一部を除く）では粗大ごみの収集は行っていません。

粗大ごみ以外はステーション方式、粗大ごみは戸別収集方式を採用しています。

表 3-6 収集地区毎のごみ収集日

区分		斜里市街地		ウトロ市街地		集落地域	
ブロック		A	B	A	B	—	
該当地域		西町・港西町・前浜町・港町・本町・朝日町・光陽町・豊倉一部（釧網線東側）	新光町・文光町・青葉町・豊倉一部（釧網線西側） 中斜里市街地（ホクレン含む）	ウトロ西・ウトロ中島・ウトロ高原・ウトロ香川	ウトロ東・幌別・岩尾別・日の出・峰浜・朱円東・朱円・朱円西	大栄・美咲・川上・来運・三井・豊里・以久科北・以久科南・越川・富士・豊倉（市街地ブロックの豊倉を除く）	
収集日	月曜日	生ごみ	プラ製容器包装	生ごみ	プラ製容器包装	プラ製容器包装	
	火曜日	一般ごみ	生ごみ	一般ごみ	生ごみ	一般ごみ	
	水曜日	第1週	ペットボトル・小型家電				
		第2週	—	粗大ごみ			—
		第3週	ペットボトル・燃えないごみ				
		第4週	びん類・廃食用油・粗大ごみ	びん類・廃食用油			
	木曜日	生ごみ	一般ごみ	生ごみ	一般ごみ	生ごみ	
	金曜日	プラ製容器包装	生ごみ	プラ製容器包装	生ごみ	—	
	土曜日	第1週	新聞・雑誌・雑紙				
		第2週	缶類				
		第3週	新聞・雑誌・雑紙				
		第4週	ダンボール				

※電池類・体温計類は公共施設等に設置の回収ボックスに入れる。

※衣類は役場・ぼると21・ウトロ支所・斜里町リサイクルセンター等に持ち込む。

(2) 本町で収集または処理できないもの

本町が収集または処理できないものを表 3-7 に示します。

表 3-7 本町で収集または処理できないもの

区分	主なもの	処理方法
処理できないごみ	タイヤ、バッテリー、バイク、ピアノ・オルガン・エレクトーン、ガスボンベ、オイル(廃油)、注射器・注射針、コンクリートブロック・物干し台の基礎等、漬け物石、レンガ、自動車の部品(エンジン、エンジンオイル等)、劇薬(農薬等)、農業用ビニール、消火器、ベッドマット(スプリングあり)、マッサージチェア	○販売店または処理専門業者へ相談 ○注射器、注射針については病院へ相談 ○消火器については北見市の中央防災棟に相談
家電リサイクル製品	テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣料乾燥機、洗濯機	○買い替えの時に販売店に引き取って貰うか、収集運搬許可業者に相談
多量ごみ	引越ごみ、大掃除ごみ	○排出者が施設に自ら搬入するか、許可業者へ依頼

6 中間処理施設の概要と課題

(1) リサイクル処理

①処理の概要

斜里町リサイクルセンターにおいて、資源物をリサイクル処理しています。

資源化施設の概要を表 3-8、過去5年間のリサイクル処理実績を表 3-9 に示します。

資源物量は平成30年度までは減少傾向にあり、その後は、概ね横ばいで推移しています。

表 3-8 リサイクル施設の概要

施設名称	斜里町リサイクルセンター
施設所在地	斜里郡斜里町西町 36 番地
施設規模	850.77m ³
竣工	平成 12 年 4 月
対象品目	紙類、びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、発泡スチロール、衣類、小型家電
処理方法	圧縮・圧縮梱包・梱包・溶解

表 3-9 リサイクル処理の実績

単位：t/年

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
搬入	家庭系ごみ	765	649	668	713	589
	事業系ごみ	323	366	355	304	303
	全体	1,088	1,015	1,023	1,017	892

②課題

リサイクルセンターは平成 12 年より稼働しており、施設全体の老朽化が進んでおります。

また、稼働当初より処理を行う品目が増えている事から、作業スペースが狭い状態であり、今後品目を増やして処理を行うには難しい状況にあります。

さらに、処理機器も老朽化が進んできている事から、計画的な機器の更新や処理品目毎の近隣市町との連携についても検討を進めていく必要があります。

(2) 堆肥化処理

①処理の概要

斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設において、生ごみを堆肥化処理しています。

堆肥化処理においては、副資材としてバーク（樹皮）等を混合して発酵させています。

堆肥化施設の概要を表 3-10、過去5年間の堆肥化処理実績を表 3-11 に示します。

生ごみ搬入量は減少傾向にありますが、堆肥量は増加しています。

表 3-10 堆肥化施設の概要

施設名称	斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設
施設所在地	斜里郡斜里町字富士 138 番地 3
処理能力	9t/日
竣工	平成 24 年 4 月
対象品目	生ごみ
処理方法	横型平面式（スクープ式）

表 3-11 堆肥化処理の実績

単位：t/年

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
搬入	家庭系ごみ 生ごみ	802	780	750	743	668
	事業系ごみ 生ごみ	581	543	545	388	442
	全体 生ごみ	1,383	1,323	1,295	1,131	1,110
	パーク	126	207	123	116	122
搬出	堆肥	227	303	272	212	369
	堆肥化残渣	72	108	109	71	92

②課題

エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設は平成 24 年度より稼働しておりますが、稼働当初から設計の不備により生ごみから発生する汚水の処理について、課題となっております。

家庭系の排出に使用する袋を生分解性に変更する、町民に水切りをお願いするなどの対策を実施し、汚水の発生は抑える事が出来ております。ただし、住民の方々には破れやすい生分解性の袋を使用してもらっておりますが、生分解性の袋が高価であり 1 枚当たりの製造単価が、料金を上回っている状況にあります。

また、生ごみの処理は民間委託にて実施しておりますが、作業工程にかかる臭い等の問題から就労場所として避けられることと、全体的な人手不足の状況にもあり必要な作業人数を確保できず、欠員が生じています。

表 3-12 生分解性生ごみ袋製造単価及び料金

袋の種類	製造料金 (令和 4 年度)	店頭販売料金 (収入証紙代)	素材
家庭用 生ごみ 40	29.7 円/枚	15 円/枚	生分解性素材
家庭用 生ごみ 70	35.8 円/枚	20 円/枚	
家庭用 生ごみ 150	39.6 円/枚	30 円/枚	
一般ごみ 150 (参考)	13.4 円/枚	30 円/枚	ポリエチレン製

(3) 資源化処理

①処理の概要

一般ごみ、燃えないごみ及び粗大ごみ中の可燃物、堆肥化残渣を斜里町エコクリーンセンター資源化施設において資源化しています。

資源化施設の概要を表 3-13、過去 5 年間の資源化処理実績を表 3-14 に示します。

搬入量は平成 30 年度から令和元年度にかけて増えましたが、令和 2 年度からは減少しております。

表 3-13 資源化施設の概要

施設名称	斜里町エコクリーンセンター資源化施設
施設所在地	斜里郡斜里町字富士 138 番地 3
処理能力	10t/日
竣工	平成 24 年 4 月
対象品目	一般ごみ、燃えないごみ及び粗大ごみ中の可燃物、堆肥化残渣
処理方法	高温高压処理方式+選別・成型方式

表 3-14 資源化処理の実績

単位：t/年

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
搬入	一般ごみ	1,555	1,553	1,565	1,470	1,480
	粗大ごみ	294	313	325	289	280
	堆肥化残渣	72	108	109	71	92
	合 計	1,921	1,974	1,999	1,830	1,852
施設一時 堆積	一般ごみヤード	1,474	1,488	1,488	1,400	1,404
	粗大ごみヤード	310	187	201	294	314
	合 計	1,784	1,675	1,689	1,694	1,718
搬出	生成物	1,254	1,325	1,296	1,190	1,183
	不適物	184	184	155	166	170

※搬入と搬出の計量の時差等の関係から、搬入量と搬出量は一致していません。

②課題

エコクリーンセンター資源化施設は平成 24 年度より稼働しておりますが、稼働当初より可燃ごみから高温高圧処理を経て生産する生成物の供給過多となる問題が発生しました。施設整備段階の計画では、エコクリーンセンターと民間施設のバイオボイラーにおいて生成物を町内で全て消費する予定でしたが、民間施設が東日本大震災の影響もありバイオボイラー導入を断念したこと、新たに整備したバイオボイラーも予定した消費量を確保できなかったことなどにより、平成 28 年度には 2,322t の余剰生成物が発生しました。その後、室蘭市の製鉄所に生成物ペレットを売却、北斗市のセメント工場において費用を支出して処理する事により、堆積生成物は令和 3 年度 253 トンまで減少しております。ただし、現在の生成物の処理についての課題は下記のとおり多岐に渡っております。

- 生成物には塩素が含まれており、通常のボイラーではダイオキシンの発生や機器の腐食の原因となることから、そのまま燃焼することが出来ません。
- バイオボイラーにおいて燃焼する場合、生成物の灰分が木製ペレットの約 3 倍と多く、清掃のため連続運転が出来ないうえに、清掃分の人件費がかかります。
- 令和 4 年度において、日本全国で斜里町だけが一般廃棄物から生成物を製造しているため、他の自治体に参考となる使用事例が無く、独自に売却先等を見つけなければなりません。
- エコクリーンセンターのバイオボイラーは現在のところは稼働していますが、製造メーカーがボイラーの生産から撤退をしており、大規模な故障が発生した場合に、修理が出来ない可能性があります。
- 木質ペレットを燃焼させるバイオボイラーについては、斜里町の生成物ペレットを安定的に燃焼する実績を持つ物は現在無い状況です。
- 室蘭市の製鉄工場は民間企業であり、生成物より安価で性能の良い物が採用された場合には購入されない可能性や、鉄鋼の生産状況により使用量が大きく変動する場合があります。
- 当初は生成物を町内で全て消費する予定でありましたが、現在は約 7～8 割を町外に輸送しており、運搬費用などは人手不足等に伴い上昇傾向にあります。

表 3-15 資源化施設生成物生産量・使用量の計画と実績

単位：t/年

区分	平成 20 年度 計 画	平成 24 年度 実 績	平成 27 年度 実 績	平成 30 年度 実 績	令和 3 年度 実 績
生成物生産量	1,500	1,169	1,300	1,325	1,183
町内バイオボイラー	1,500	467	535	441	140
堆積余剰生成物量	0	731	2,187	1,345	253
生成物売却量(室蘭市)	0	0	376	539	709
生成物処理量(北斗市)	0	0	0	653	461

図 3-15 資源化施設生成物生産量・使用量の実績

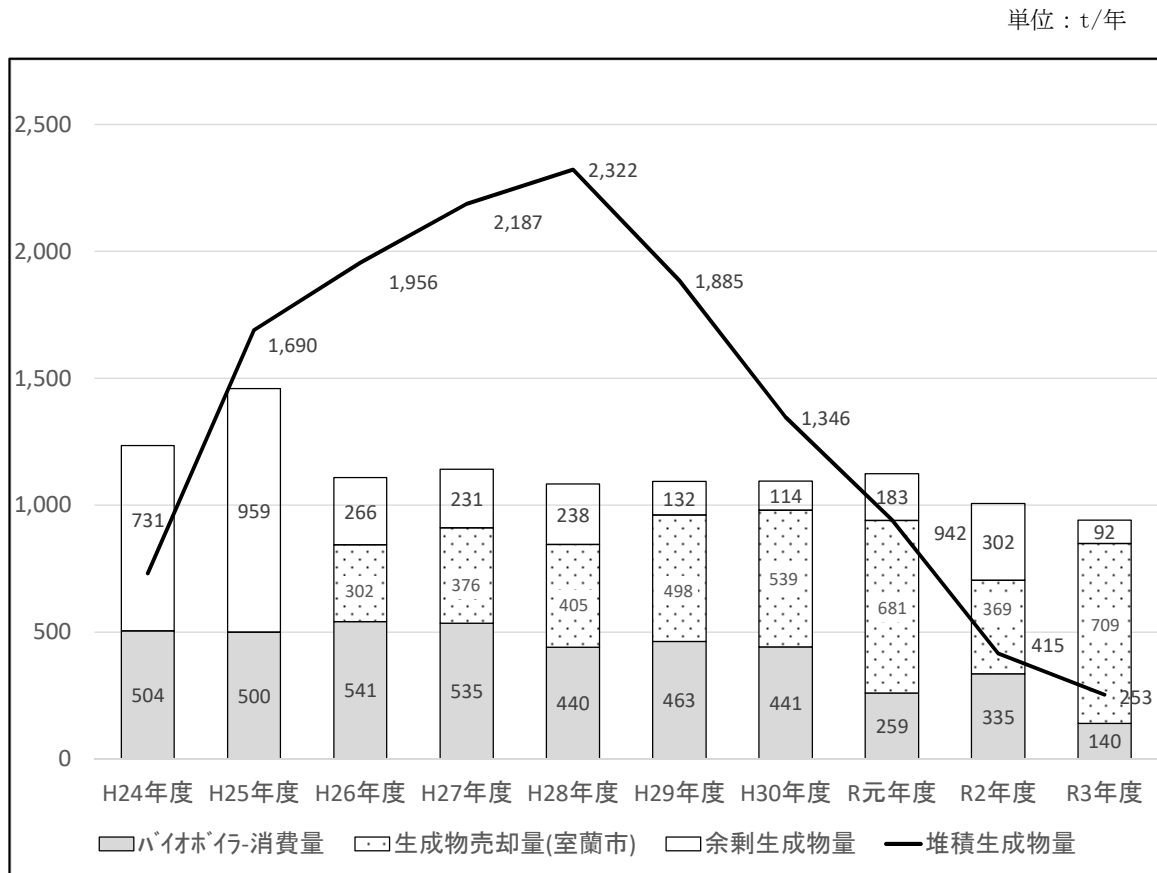


表 3-16 斜里町が要した生成物の売却・処理費用

単位：千円/年

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生成物加工費用	5,302	8,077	6,919	4,173	7,661
運搬費用(室蘭市)	4,719	5,487	7,120	4,580	7,681
生成物売却代	△5,418	△6,163	△7,370	△4,385	△7,841
運搬費用(北斗市)	11,069	12,686	11,467	12,579	6,580
生成物処理費用	7,754	8,960	8,523	18,110	9,131
売却・処理費用合計	28,844	35,210	34,029	35,057	23,212

7 最終処分

①処理の概要

斜里町エコクリーンセンター最終処分場において中間処理後の残渣を埋立処分しています。

また、平成 23 年度まで使用していた以久科地区の最終処分場については、埋立処分は行っておりませんが、廃棄物処理法上の廃止基準を満たすまで排水処理を継続する必要があります。

最終処分場の概要を表 3-12、エコクリーンセンターにおける過去 5 年間の最終処分実績を表 3-13 に示します。

表 3-12 最終処分場の概要

施設名称	斜里町エコクリーンセンター最終処分場
施設所在地	斜里郡斜里町西町 36 番地
埋立面積	6,207m ²
埋立容積	16,988m ³
竣工	平成 24 年 4 月
埋立対象物	不燃物、粗大残渣、ボイラ焼却灰
処理方法	接触ばっ気法＋生物学的脱窒素法＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒
浸出水処理施設 処理能力	20m ³ /日

施設名称	一般廃棄物最終処分場
施設所在地	斜里郡斜里町字以久科北 4 番地
埋立面積	70,353m ²
埋立容積	237,262m ³
竣工	昭和 58 年 4 月 1 日
埋立対象物	破碎後の一般廃棄物
処理方法	活性汚泥法＋凝集沈殿
浸出水処理施設 処理能力	50m ³ /日

表 3-13 エコクリーンセンター最終処分場の処分実績

単位：t/年

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
不適物	184	184	155	166	170
粗大残渣	140	115	75	78	78
焼却灰	57	56	37	31	19
計	381	355	267	275	267

②課題

廃棄物処理法における最終処分場を廃止できる基準は数項目にわたり定められておりますが、その基準の中に排水基準が定められております。これは、最終処分場内に降った雨水が施設外に排水される際の水（以下「原水」といいます。）が、処理を行わなくても基準を満たしている期間が 2 年経過すると、廃止の手続きを行えるというものです。

以久科の一般廃棄物最終処分場は、原水が排水基準を満たさないため、埋立終了後 10 年を経過しますが、廃止には至っておりません。

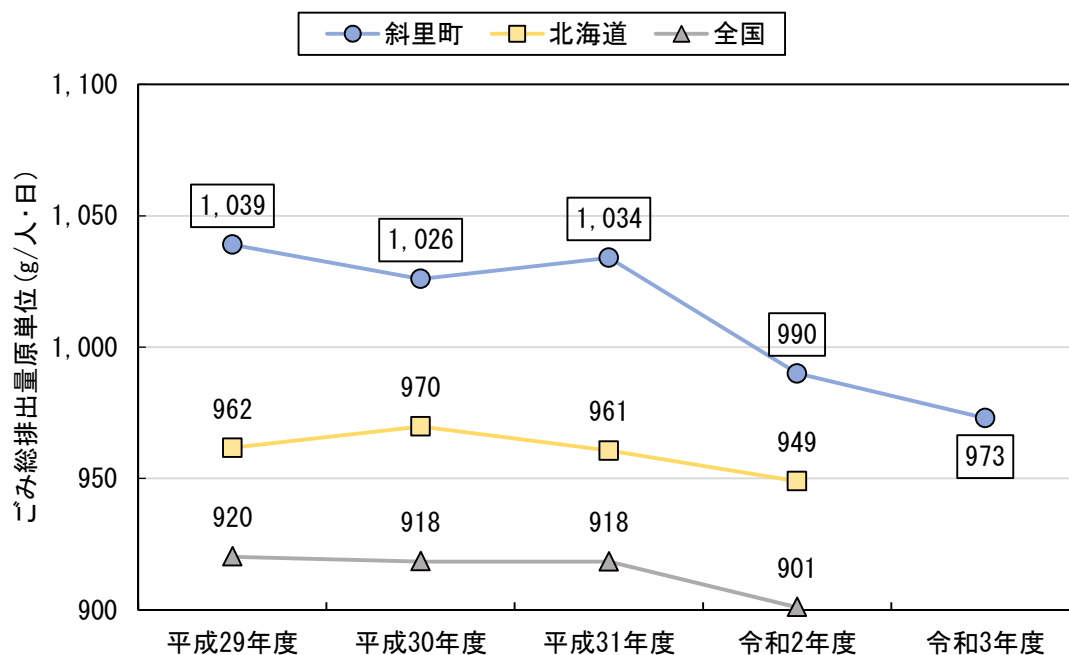
エコクリーンセンター最終処分場は、以久科の最終処分場よりも排水基準を厳しく設定しているため、埋立終了後から廃止に至る期間は相当な長期間に渡ると予想でき、それまでの間、適切に排水の管理を行っていく必要があります。

8 ごみ処理システムの評価

(1) ごみの排出状況

ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位について、本町と北海道及び全国を比較した結果を以下に示します。(ごみ総排出量はごみ排出量と集団資源回収量の合計ですが、本町では集団資源回収の実績を把握していないため、ごみ排出量と同じとします。)

本町のごみ総排出量原単位は北海道及び全国を上回っており、令和2年度においては北海道より51g、全国より89g多くなっています。これは、観光地であるため、他地域からの流入によりごみが増加する事も原因と考えられます。

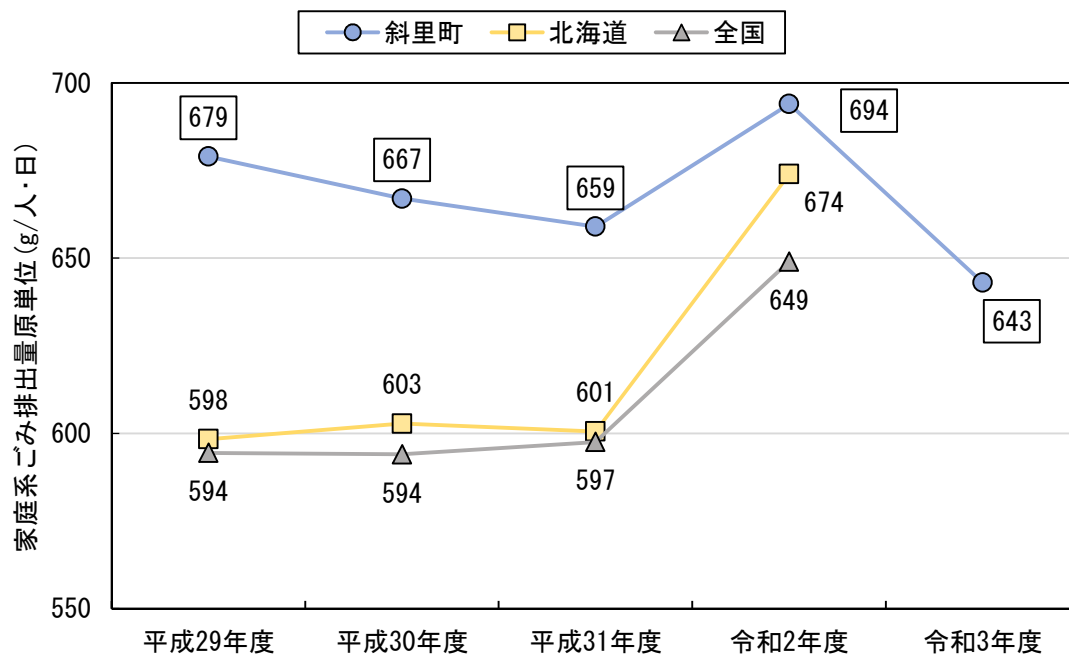


※ごみ総排出量原単位 (g/人・日) = ごみ総排出量 (t/年) ÷ 計画収集人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 10⁶

※北海道及び全国は一般廃棄物処理実態調査 (環境省) の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-7 ごみ総排出量原単位の比較

本町の家庭系ごみ排出量原単位は、北海道及び全国を上回っており、令和2年度においては北海道より20g、全国より45g多くなっています。



※家庭系ごみ排出量原単位(集団資源回収除く)(g/人・日)

=家庭系ごみ排出量(集団資源回収除く)(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10⁶

※北海道及び全国は一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-8 家庭系ごみ排出量原単位の比較

(2) リサイクル

排出されるごみのうち資源化される割合をリサイクル率と定義します。

本町のリサイクル率は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度のリサイクル率は62.4%となっています。北海道及び全国を大きく上回っており、令和2年度において北海道より31.8%、全国より35.2%高くなっています。これは、資源化施設において、可燃ごみから生成物を製造し、燃料や資材として活用しているためです。

表 3-14 資源化量の実績

単位：t/年

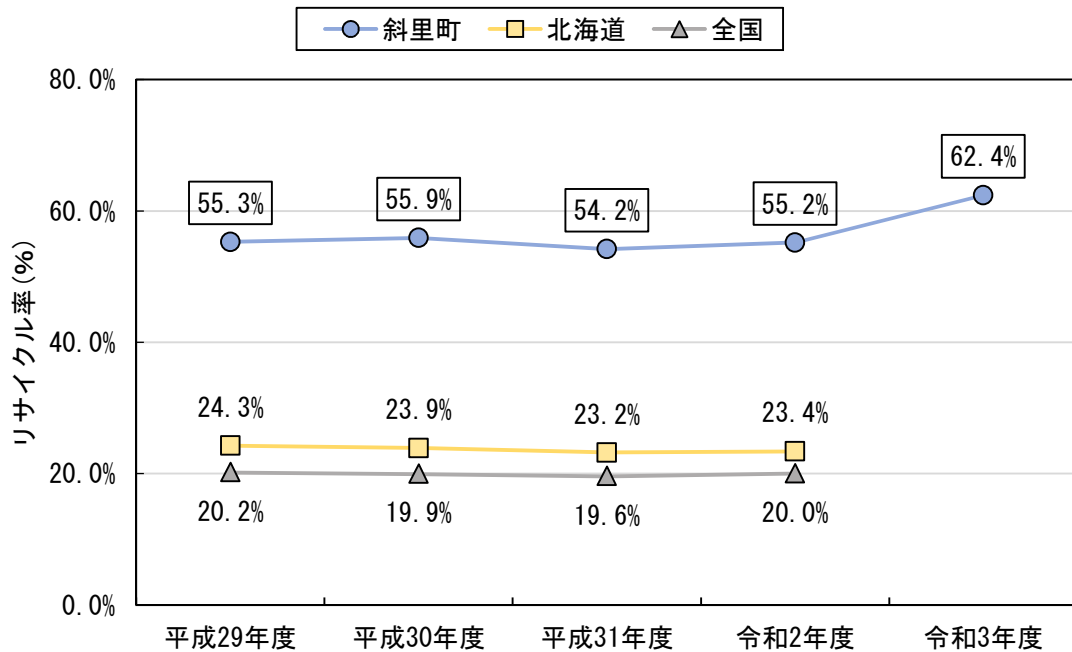
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
堆肥	227	303	272	212	369
資源化生成物	1,093	1,094	1,040	997	1,109
鉄類	38	48	63	59	48
資源物	1,088	967	967	960	892
計	2,446	2,412	2,342	2,228	2,418

表 3-15 リサイクル率の実績

単位：t/年

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ排出量	4,426	4,313	4,318	4,035	3,872
資源化量	2,446	2,412	2,342	2,228	2,418
リサイクル率	55.3%	55.9%	54.2%	55.2%	62.4%

※リサイクル率＝資源化量÷ごみ排出量



※リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

※北海道及び全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-9 リサイクル率の比較

(3) 最終処分

排出されるごみのうち、最終処分される割合を最終処分率と定義します。

本町の最終処分率は、平成30年度までは概ね横ばいで推移し、令和元年度に減少しました。

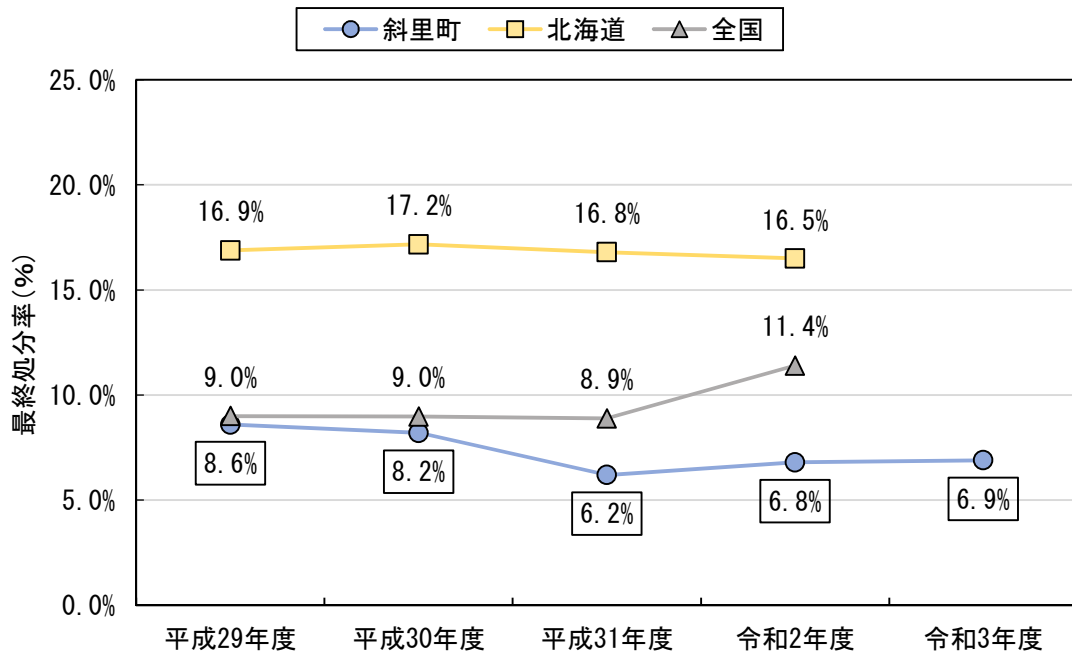
令和3年度最終処分率は6.9%となっています。北海道及び全国を下回っており、令和2年度において北海道より9.7%、全国より4.6%低くなっています。

表 3-16 最終処分率の実績

単位：t/年

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ排出量	4,426	4,313	4,318	4,035	3,872
最終処分量	381	355	267	275	267
最終処分率	8.6%	8.2%	6.2%	6.8%	6.9%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量



※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

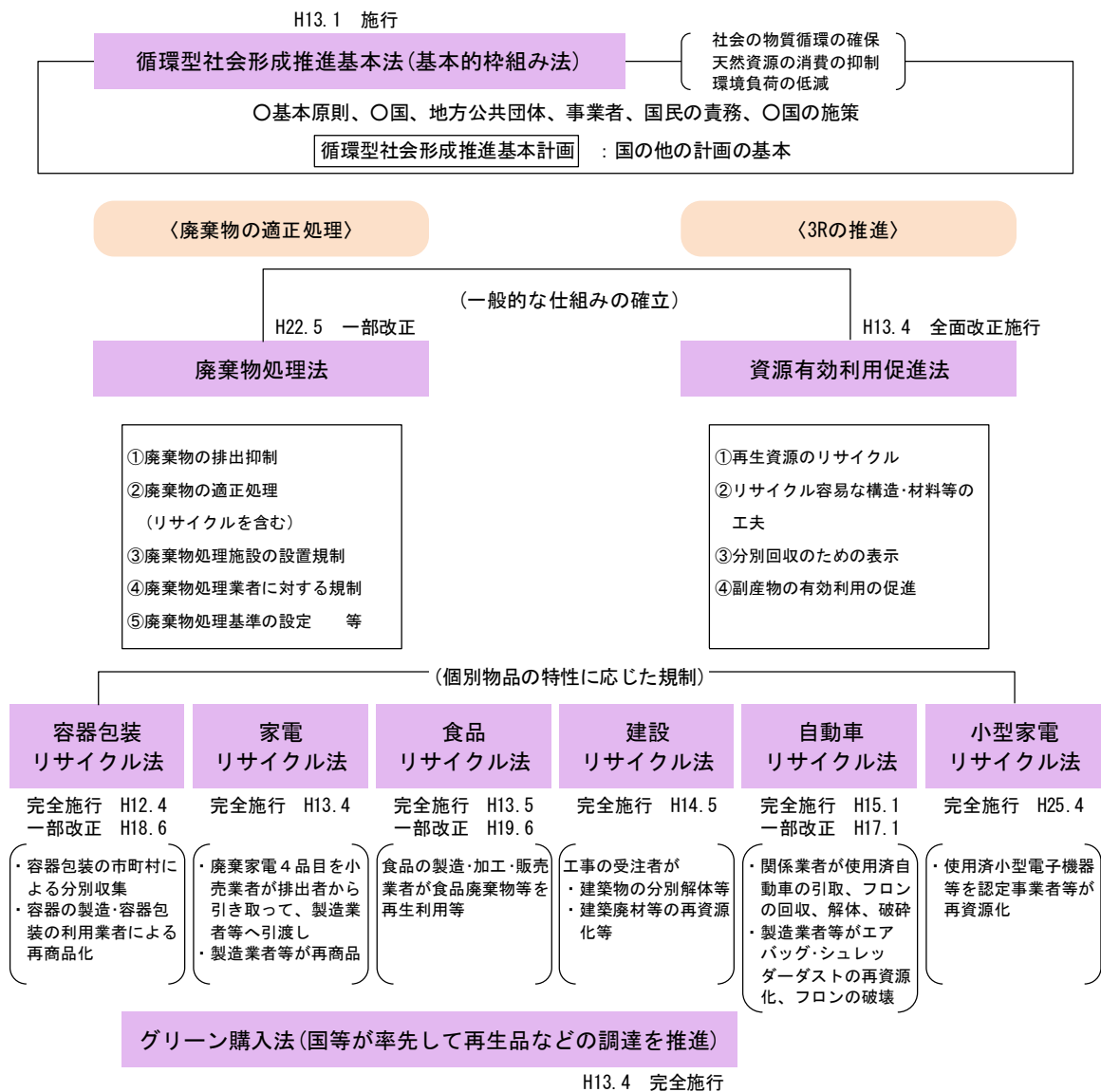
※北海道平均及び全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-10 最終処分率の比較

9 ごみ処理関連法令等の動向

(1) 循環型社会形成のための法体系

平成 12 年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要があります。



出典：資源循環ハンドブック 2020（経済産業省）

図 3-11 循環型社会の形成のための法体系

(2) 国の計画

1) 循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、平成 30 年 6 月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

表 3-17 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（国の取組）

区分	概要
持続可能な社会づくりとの統合的取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏形成による地域活性化 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等
適正処理の推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 ○環境再生 ○東日本大震災からの環境再生
災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 ○地域 ○全国
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 ○海外展開
循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等（廃棄物分野の IT 活用） ○人材育成、普及啓発等（Re-Style キャンペーン）

表 3-18 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（指標・数値目標）

項目		指標の種類	指標	
循環型社会の全体像	入口	物質フロー指標	資源生産性：約 49 万円/トン(令和 7 年度)	
	循環	物質フロー指標	入口側の循環利用率：約 18%(令和 7 年度)	
			出口側の循環利用率：約 47%(令和 7 年度)	
出口	物質フロー指標	最終処分量：約 1,300 万トン(令和 7 年度)		
持続可能な社会づくりとの統合的な取組	環境的側面と経済的側面の統合的向上	項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：平成 12 年度の約 2 倍(令和 7 年度)	
	環境的側面と社会的側面の統合的向上	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成 12 年度の半減(令和 12 年度)	
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定	
循環と低炭素の統合的向上	項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%(令和 4 年度)		
多種多様な地域循環共生圏形成		項目別物質フロー指標	1 人 1 日当たりのごみ排出量：約 850g/人・日(令和 7 年度)	
			1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除く)：約 440g/人・日(令和 7 年度)	
			事業系ごみ排出量：約 1,100 万トン(令和 7 年度)	
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環		項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約 47%(令和 7 年度)	
		バイオマス(食品、木など)	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成 12 年度の半減(令和 12 年度)
			項目別取組指標	事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
		土石・建設材料	項目別取組指標	食品循環資源の再生利用等実施率：食品製造業 95%、食品卸売業 70%、食品小売業 55%、外食産業 50%(令和元年度)
個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率：100%(令和 2 年度)				
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進	項目別取組指標	電子マネーの普及率：70%(令和 4 年度)	
			一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成 29 年度の水準(20 年分)を維持(令和 4 年度)	
			産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の 10 年分程度(令和 2 年度)	
万全な災害廃棄物処理体制の構築		項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県 100%、市町村 60%(令和 7 年度)	
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備	項目別取組指標	電子マネーの普及率：70%(令和 4 年度)	
	循環分野における人材育成、普及啓発等	項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約 90%(令和 7 年度)	
			具体的な 3R 行動の実施率：平成 24 年度の世論調査から約 20%上昇(令和 7 年度)	

※数値目標が定められている代表指標のみを抜粋

2) 廃棄物処理法に基づく基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号)」(以下「廃棄物処理基本方針」といいます。)は、平成28年1月に一部変更され、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的方向、減量・リサイクル等の目標、施策推進に関する基本的事項、廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項等が示されました。

表 3-19 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所(1)

区分		主な変更箇所
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標(令和3年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】約27%に増加 【産業廃棄物】約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】500g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く)
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		<ul style="list-style-type: none"> 技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 3-20 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所(2)

区分	主な変更箇所
施策の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
大学・研究機関等専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 の規定に基づき、5 年ごとに策定されるものです。

平成 30 年 6 月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とし、従来から取り組んできた 3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策について定めています。

表 3-21 廃棄物処理施設整備計画の概要(1)

区分	計画概要
計画期間	■平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ■基本原則に基づいた 3R の推進 ■気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標 (平成 29 年度 見込み値からの 令和 4 年度目標)	<ul style="list-style-type: none"> ■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：平成 29 年度の水準(20 年分)を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70% ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76% ・省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量：5 万トン CO₂ → 12 万トン CO₂
廃棄物処理施設 整備及び運営の 重点的、効果的 かつ効率的な 実施のポイント	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減を含めた 2R に関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 ・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の広域的な処理や施設集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラと連携など、地域全体で安定化・効率を図っていく。 ・地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギー供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。 ・家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

表 3-22 廃棄物処理施設整備計画の概要(2)

区分	計画概要
<p>廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント</p>	<p>(5) 災害対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。 ・災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 <p>(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 ・地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などと連携を進める。 <p>(7) 地域住民等の理解と協力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。 ・日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。 <p>(8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工物品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 8 条に基づき、平成 28 年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画が令和 3 年 10 月に改訂されています。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、廃棄物処理における取り組みとして 3R の推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があります。

表 3-23 地球温暖化対策計画の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【令和 12 年度】平成 25 年度比 46%減
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減 ■地球温暖化防止活動への参加等
温室効果ガスの排出削減対策・施策（廃棄物処理関連）		<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物処理における取組(エネルギー起源二酸化炭素) <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出削減にも資する 3R+Renewable の推進 ・サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けての具体的検討 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EV ごみ収集車等の導入によるごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出削減の推進 ■廃棄物焼却量の削減(非エネルギー起源二酸化炭素) <ul style="list-style-type: none"> ・3R+Renewable を推進することにより、石油を原料とする廃プラスチック・廃油などの廃棄物の焼却量の削減(市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や個別リサイクル法に基づく措置の実施、廃油のリサイクルの促進等による廃棄物の排出抑制、再生利用の推進) ■廃棄物最終処分量の削減(メタン) <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた 3R+Renewable の推進(市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等) ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用(メタン) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することによる嫌気性埋立構造と比べた場合の埋め立てられた生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解によるメタン排出量の削減 ■一般廃棄物焼却量の削減等(一酸化二窒素) <ul style="list-style-type: none"> ・3R+Renewable の推進による一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

5) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

国は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を策定し、本戦略を具体化するため、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議の結果を受け、令和3年1月29日に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」が示されました。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」といいます。）は令和3年6月11日に公布され、今後、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置を講じていくこととなります。

(3) 北海道の計画

1) 北海道循環型社会形成推進基本計画

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成 27 年 4 月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

令和 2 年 3 月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえて、後継計画となる北海道循環型社会形成推進基本計画(第 2 次)を策定しました。

表 3-24 北海道循環型社会形成推進基本計画(第 2 次)の概要

区分	計画概要
計画期間	令和 2 年度～令和 11 年度
計画の目標	北海道らしい循環型社会の形成 ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3R や適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地未利用材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。
指標及び数値目標	【物質フロー指標】 (1)循環利用率 17%(平成 29 年度 15.7%から 1.3%増) (2)最終処分量 82 万トン以下(平成 29 年度 100 万トンから約 18%削減) 【取組指標】 (1)環境に配慮した取組の推進に関する目標値(目標年次：令和 6 年度) ◆ごみ減量化、再利用・再利用のための具体的行動(道民意識調査結果)→意識度：95%以上、実践度：60～80%以上 (2)廃棄物の処理に関する目標値(目標年次：令和 6 年度) ①一般廃棄物 ◆排出量 170 万トン以下(平成 29 年度比約 10%削減) ◆1 人 1 日当たり排出量 900g/人・日以下(平成 29 年度比約 5%削減) ◆リサイクル率 30%以上(平成 29 年度比約 6 ポイント増加) ◆最終処分量 25 万トン以下(平成 29 年度比 20%削減) ②産業廃棄物 ◆排出量 3,750 万トン以下(平成 29 年度比約 3%削減) ◆再生利用率 57%以上(平成 29 年度比約 1.5 ポイント増加) ◆最終処分量 57 万トン以下(平成 29 年度比 16%削減) (3)バイオマス利活用に関する目標値(目標年次：令和 4 年度) ◆廃棄物系バイオマス利利用率(炭素量換算) 90%以上(平成 28 年度 89.8%) ◆未利用バイオマス利利用率(炭素量換算) 70%以上(平成 28 年度 71.5%) ◆バイオマス活用推進計画等策定市町村 60 市町村(平成 30 年度 54 市町村) (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興に関する目標値 ◆廃棄物の処理に関する目標(前述(2))を目標とする
道が総合的・計画的に講ずべき施策	(1)3R の推進 (2)廃棄物の適正処理の推進 (3)バイオマスの利活用の推進 (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

2) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和 49 年 12 月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第 4 次計画までは産業廃棄物の適正処理を目的としたものでした。その後、廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も含めた処理計画とすることになり、平成 13 年 12 月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成 17 年 3 月、平成 22 年 4 月、平成 27 年 3 月の改定を経て、令和 2 年 3 月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されました。

表 3-25 北海道廃棄物処理計画（第 5 次）の概要

区分	計画概要		
計画期間	5 年間(令和 2 年度から令和 6 年度まで)		
		目標(令和 6 年度)	現状(平成 29 年度)
適正処理に関する目標 (目標年次：令和 6 年度)	(1) 排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1 人 1 日当たりのごみ排出量 ◆1 人 1 日当たりの家庭から排出するごみの量 ※()内は資源ごみを除いた令和 7 年度の目標値	1,700 千トン(約 10%削減)以下 900g/人・日 550g/人・日 (440g/人・日)	1,873 千トン 961g/人・日 598g/人・日 (453g/人・日)
	(2) 適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	24.3%
	(3) 適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	250 千トン(約 20%削減)以下	316 千トン
	(4) バイオマスの利活用 ◆廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	90%以上	89.8%
施策展開の基本的な考え方	(1) 適正な管理：廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進 (2) 協働による取組：道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進 (3) 透明性の確保：廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、各主体相互の対話の促進		
一般廃棄物の処理に関する方針	(1) ごみの排出の抑制 ①総合的な排出抑制の推進 ②計画的な排出抑制の推進 (2) ごみの適正な循環的利用 ①リサイクル施設の適切な整備促進等 ②循環的利用の推進 ③個別リサイクル法に基づく循環的利用の推進 (3) ごみの適正処理の確保 ①計画的で効率的な処分の促進 ②安全・安心な処分の促進 (4) ごみの広域的な処理 ①ごみ処理の広域化の円滑な推進 ②広域的な 3R の取組の推進 (5) 効率的なごみ処理事業の運営 (6) 災害廃棄物対策等 (7) 生活排水対策		

3) 北海道災害廃棄物処理計画

道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、平成 30 年 3 月に北海道災害廃棄物処理計画を策定しました。

北海道災害廃棄物処理計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に道が対応すべき事項、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項、関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめているほか、今後、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の参考として活用してもらうことを目的としています。

表 3-26 北海道災害廃棄物処理計画の概要

区分		計画概要
対象とする災害		■地震災害及び水害その他の災害
対象とする業務と災害廃棄物	業務	■一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ■個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去 等
	災害廃棄物	■地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ■放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	■発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ■発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ■災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ■被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ■被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ■被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ■災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	■発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収・処理、避難所ごみの回収・処理 ■仮設トイレの設置とし尿の回収・処理など被災地域の衛生確保 ■災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ■被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	■市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ■大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	■災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ■発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

10 ごみ処理における課題

(1) ごみの排出抑制

家庭から排出されるごみ排出量原単位は北海道とほぼ同じですが、事業所等から排出されるごみを加えると、北海道及び全国を上回っています。

本町は、観光地ウトロを有しており、ホテル・旅館等からの観光ごみの排出が多く、このことがごみ排出量原単位の増加に影響していると考えられます。

このため、家庭系ごみはもとより、事業系ごみの排出抑制を進めていく必要があります。

(2) 中間処理

本町では資源化施設において RDF を製造していますが、RDF の利用先確保が課題となっています。

また、中間処理施設の設備・機器は、高温・多湿・腐食性雰囲気等の過酷な条件に加え、機械的摩耗も避けられない状況下で稼動することが多いため、施設全体の耐用年数は一般的に 20 年程度と言われています。

施設整備には時間を要することから、周辺市町との広域処理も念頭に、現在の中間処理施設における RDF の製造については見直します。

なお、生ごみの堆肥化について、広域処理の状況に合わせて検討します。

(3) 最終処分

最終処分場の計画埋立期間は 15 年間であり、当初計画では令和 8 年度に埋立満了を計画としていましたが、当初の計画よりも埋立期限は延長できる見込みです。本町では、毎年度残余容量調査を行っており、その結果を踏まえてエコクリーンセンターに次期最終処分場の整備を進めていく必要があります。

また、最終処分場で埋立処分するものは、中間処理の方法に関係することから、中間処理施設の整備計画に基づく整備を行う必要があります。

最終処分場は、埋立終了後、排水が基準を満たすまで管理を行わなければならない、閉鎖の時期が見通せないという課題があります。最終処分場が設置されている地域には負担をかけ続ける事につながるため、次期最終処分場の次の最終処分場は、他のエリアに設置する事も検討していきます。

第4章 ごみ排出量の推計

1 計画目標年次におけるごみ処理の流れ

計画目標年次（令和 18 年度）におけるごみ処理の流れを図 4-1、図 6-2 に示します。

一般ごみは、広域処理し、残渣は埋立処分します。

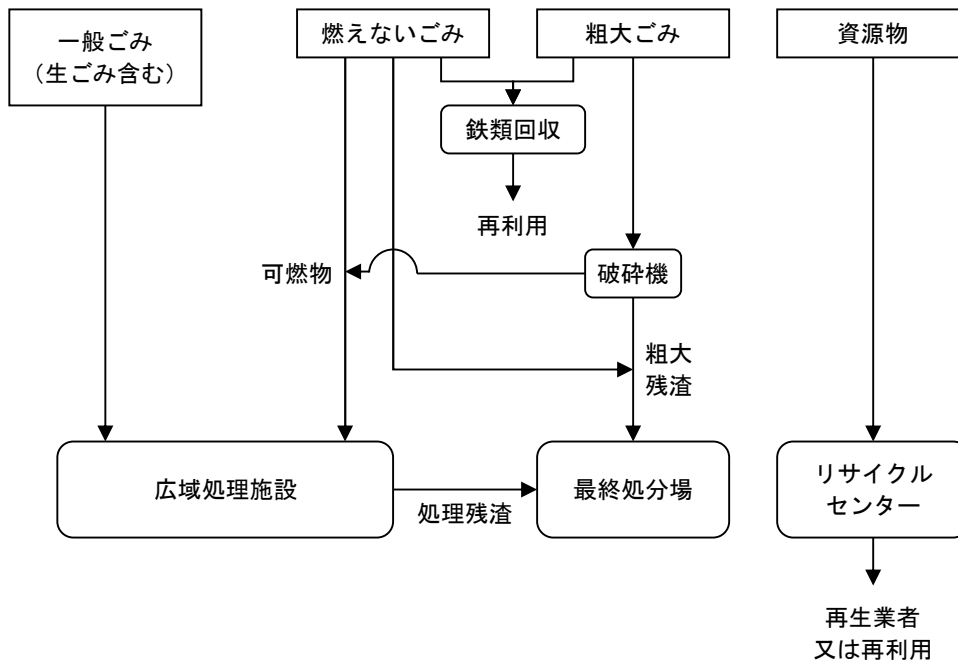
生ごみについて、堆肥化処理を廃止する場合は、広域処理し残渣は埋立処分します。また、堆肥化処理を継続する場合は、堆肥化施設に搬入後、堆肥化処理して、生成した堆肥を地元農家に還元します。

燃えないごみは、可燃物・不燃物・鉄類に選別します。可燃物は広域処理し、不燃物の残渣は埋立処分します。

粗大ごみは鉄類を回収後、破砕機で破砕処理します。破砕処理後、可燃物は広域処理し、不燃性の残渣は埋立処分します。

資源物は、リサイクルセンターに搬入します。小型家電・紙類・缶・ペットボトル等の資源物について処理を行い、再生処理業者に引き渡します。乾電池・蛍光灯は一時保管後、専門の処理業者に引き渡します。

図 4-1 ごみ処理の流れ（令和 19 年度）（堆肥化廃止）



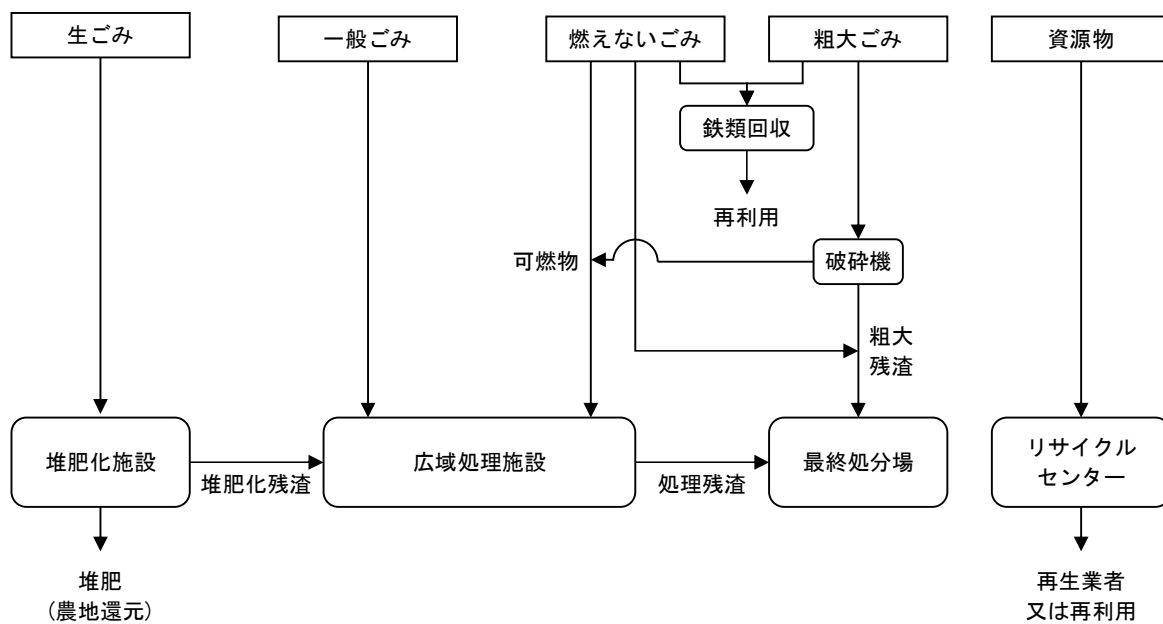


図 4-2 ごみ処理の流れ（令和 19 年度）（堆肥化継続）

2 ごみ排出量推計の流れ

ごみ排出量計画値算定の流れを下図に示します。

まず、現在の排出状況で推移した場合の「ごみ排出量の見込み」を推計します。

次に、減量化・資源化推進の目標を設定し、ごみ排出抑制による減量及び再資源化（資源回収）による資源ごみの増加を考慮した「ごみ排出量計画値」を算定します。

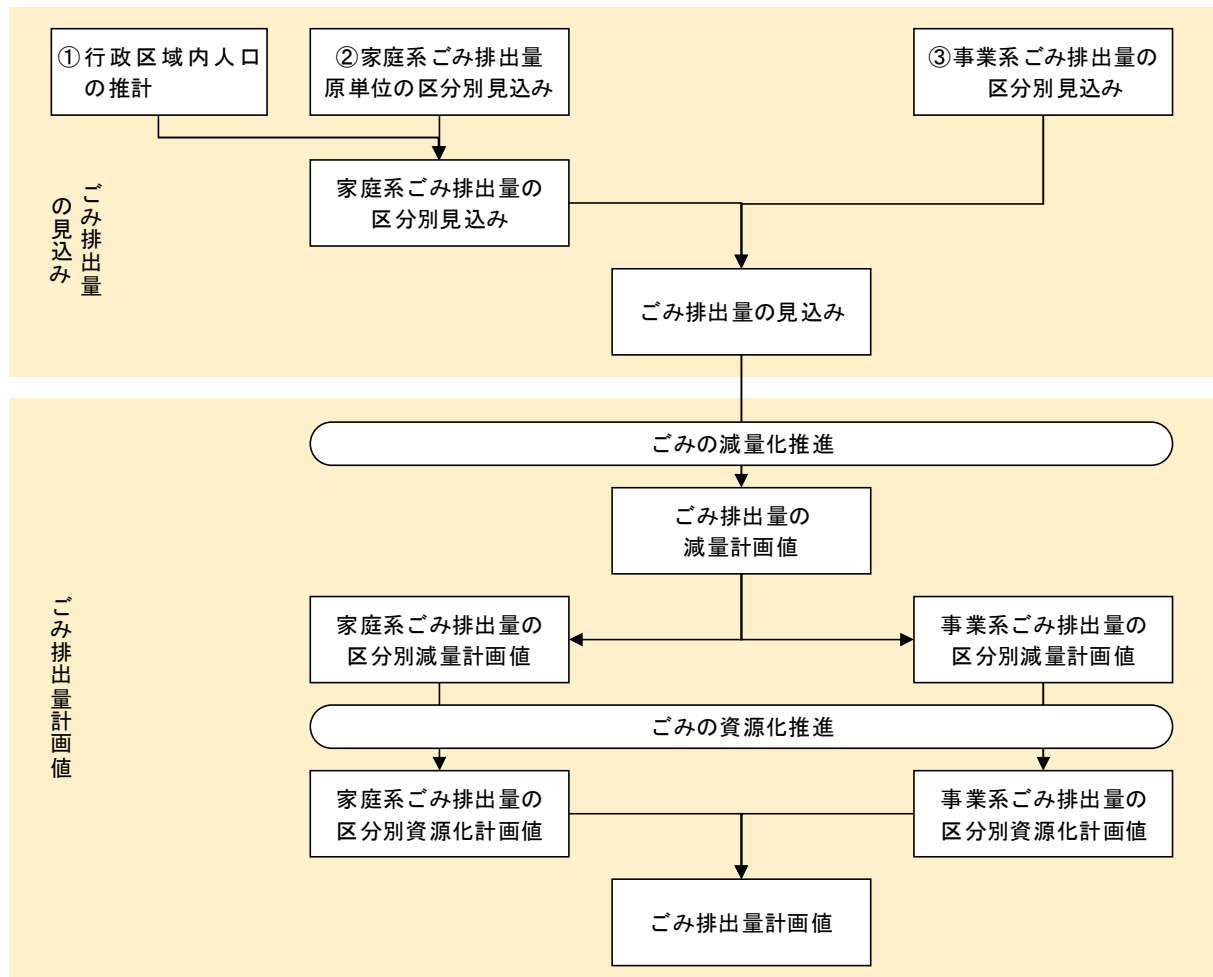


図 4-3 ごみ排出量推計の流れ

3 ごみ排出量の見込み

(1) 行政区域内人口

本計画における将来の行政区域内人口は、「第2期斜里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」といいます。)で示す行政区域内人口をもとに推計します。総合戦略の行政区域内人口は10月1日時点の人口となっているため、10月1日人口に対する年度末人口の割合(平成28年度から令和3年度の実績平均)を設定し、年度末値として補正します。

表 4-1 将来の行政区域内人口の推計

単位：人

区分	実績		総合戦略 (10月1日値) (C)	年度末値 補正率 (D) = (A) ÷ (B)	将来推計 (年度末) (E) = (C) × (D)
	(年度末) (A)	(10月1日値) (B)			
実績	平成27年度		12,231		
	平成28年度	11,794	11,897	99.1%	
	平成29年度	11,672	11,801	98.9%	
	平成30年度	11,515	11,664	98.7%	
	令和元年度	11,442	11,571	98.9%	
	令和2年度	11,182	11,342	98.6%	
	令和3年度	10,893	11,077	98.3%	
将来	令和4年度		11,244	98.8%	11,109
	令和5年度		11,103	98.8%	10,970
	令和6年度		10,962	98.8%	10,830
	令和7年度		10,821	98.8%	10,691
	令和8年度		10,680	98.8%	10,552
	令和9年度		10,539	98.8%	10,413
	令和10年度		10,398	98.8%	10,273
	令和11年度		10,257	98.8%	10,134
	令和12年度		10,116	98.8%	9,995
	令和13年度		9,974	98.8%	9,854
	令和14年度		9,833	98.8%	9,715
	令和15年度		9,692	98.8%	9,576
	令和16年度		9,551	98.8%	9,436
	令和17年度		9,410	98.8%	9,297
	令和18年度		9,269	98.8%	9,158
令和19年度		9,128	98.8%	9,018	
令和20年度		8,987			
令和21年度		8,846			
令和22年度		8,705			

※総合戦略の人口は5年ごとのため、その間は直線補完によるものとします。

(2) ごみ排出量の見込み

1) 家庭系ごみ排出量の見込み

家庭系ごみ排出量の見込みは、以下の式で推計します。

家庭系ごみ排出量の見込み(t/年)

$$= \text{家庭系ごみ排出量原単位の見込み (g/人・日)} \times \text{行政区域内人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)} \div 10^6$$

家庭系ごみ排出量原単位の見込みは、過去の実績推移を勘案して設定します。

表 4-2 家庭系ごみ排出量の見込み

単位：t/年

区分		令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和14年度 (推計)	令和19年度 (推計)	令和3年度 実績との差
行政区域内人口(人)		10,893	11,109	10,413	9,715	9,018	△1,875
原単位 (g/人・日)	一般ごみ	267	261	261	261	261	△6
	生ごみ	168	185	185	185	185	17
	燃えないごみ	25	23	23	23	23	△2
	粗大ごみ	35	35	35	35	35	0
	資源物	148	165	165	165	165	17
排出量 (t/年)	一般ごみ	1,062	1,058	992	925	859	△203
	生ごみ	669	750	703	656	609	△60
	燃えないごみ	99	93	87	82	76	△23
	粗大ごみ	140	142	133	124	115	△25
	資源物	589	669	627	585	543	△46
	計	2,559	2,712	2,542	2,372	2,202	△357

2) 事業系ごみ排出量の見込み

事業系ごみ排出量の見込みは、過去の実績推移を勘案して設定します。

表 4-3 事業系ごみ排出量の見込み

単位：t/年

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和14年度 (推計)	令和19年度 (推計)	令和3年度 実績との差
一般ごみ	418	458	458	458	458	40
生ごみ	441	556	556	556	556	115
燃えないごみ	11	10	10	10	10	△1
粗大ごみ	140	163	163	163	163	23
資源物	303	348	348	348	348	45
計	1,313	1,535	1,535	1,535	1,535	222

3) ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みは、令和4年度以降減少傾向となり、計画目標年次（令和19年度）におけるごみ排出量は、令和3年度実績より135t減少します。

なお、この数値はごみ減量の取り組みを行わない場合の数値であり、次ページ以降のごみ排出量計画値では、この数値をベースに減量の取り組みを反映した目標数値を設定します。

表 4-4 ごみ排出量の見込み

単位：t/年

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和14年度 (推計)	令和19年度 (推計)	令和3年度 実績との差
一般ごみ	1,480	1,516	1,450	1,383	1,317	△163
生ごみ	1,110	1,306	1,259	1,212	1,165	55
燃えないごみ	110	103	97	92	86	△24
粗大ごみ	280	305	296	287	278	△2
資源物	892	1,017	975	933	891	△1
計	3,872	4,247	4,077	3,907	3,737	△135

4 ごみ排出量計画値

今後の各種施策推進により、計画の数値目標を達成するために必要なごみ減量化・資源化量を設定し、ごみ排出量計画値を算出します。

(1) ごみの減量化推進

ごみ排出量について、ごみの減量目標を達成するために必要なごみ減量化量を設定し、ごみ減量化推進後のごみ排出量を算出します。

ごみ減量化量は、計画策定年次である令和4年度を基準とし、計画目標年次（令和19年度）まで徐々に増加させるものとします。

1) ごみ減量の設定

ごみの減量目標は、北海道廃棄物処理計画（第5次）における目標値を参考に設定します。

北海道廃棄物処理計画（第5次）における一般廃棄物排出量の目標（年間1.3%減量（平成29年度1,873千トンと令和6年度1,700千トン以下とする））と同じ減量目標とします。

計画目標年次におけるごみ排出量計画値は、3,391 t/年とします。

表 4-5 ごみ減量の設定

区分	単位：t/年			
	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
ごみ排出量	4,226	3,948	3,670	3,391

2) ごみ排出量の区分別減量計画値

ごみ排出量の区分別減量計画値は、ごみ排出量の見込みにおけるごみ排出量に対する区分別ごみ排出量の割合で按分して算出します。

表 4-6 ごみ排出量の区分別減量計画値

単位：t/年

区分		令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)	令和3年度 実績との差
家庭系ごみ	一般ごみ	1,062	1,058	988	929	869	△193
	生ごみ	669	750	703	657	615	△54
	燃えないごみ	99	93	87	81	76	△23
	粗大ごみ	140	142	133	124	116	△24
	資源物	589	668	626	585	548	△41
	計	2,559	2,711	2,537	2,376	2,224	△335
事業系ごみ	一般ごみ	418	452	421	386	348	△70
	生ごみ	441	549	511	469	423	△18
	燃えないごみ	11	10	9	8	7	△4
	粗大ごみ	140	161	150	137	124	△16
	資源物	303	343	320	294	265	△38
	計	1,313	1,515	1,411	1,294	1,167	△146
全体	一般ごみ	1,480	1,510	1,409	1,315	1,217	△263
	生ごみ	1,110	1,299	1,214	1,126	1,038	△72
	燃えないごみ	110	103	96	89	83	△27
	粗大ごみ	280	303	283	261	240	△40
	資源物	892	1,011	946	879	813	△79
	計	3,872	4,226	3,948	3,670	3,391	△481

(2) ごみの資源化推進

現在は、一般ごみとして分別している容器包装以外のプラスチック類（製品プラスチック）について、新たに資源物として分別する計画とします。

一般ごみに含まれる製品プラスチック割合は、ごみ質調査結果をもとに、家庭系ごみ 5.2%、事業系ごみ 4.2%と設定します。

表 4-7 製品プラスチックの分別による資源化計画値

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
家庭系ごみ	一般ごみ	減量計画値	1,058	988	929
		うち製品プラスチックの割合	-	5.2%	5.2%
		うち製品プラスチック	-	51	48
	資源物	資源化計画値	1,058	937	881
		減量計画値	668	626	585
		資源化計画値	668	677	633
事業系ごみ	一般ごみ	減量計画値	452	421	386
		うち製品プラスチックの割合	-	4.2%	4.2%
		うち製品プラスチック	-	18	16
	資源物	資源化計画値	452	403	370
		減量計画値	343	320	294
		資源化計画値	343	338	310

(3) ごみ排出量計画値

以上より推計されるごみ排出量を下表に示します。

表 4-8 ごみ排出量計画値

単位：t/年

区分		令和3年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度	令和3年度 実績との差
		(実績)	(計画策定)	(中間目標)	(中間目標)	(計画目標)	
家庭系ごみ	一般ごみ	1,062	1,058	937	881	824	△238
	生ごみ	669	750	703	657	615	△54
	燃えないごみ	99	93	87	81	76	△23
	粗大ごみ	140	142	133	124	116	△24
	資源物	589	668	677	633	593	4
	計	2,559	2,711	2,537	2,376	2,224	△335
事業系ごみ	一般ごみ	418	452	403	370	333	△85
	生ごみ	441	549	511	469	423	△18
	燃えないごみ	11	10	9	8	7	△4
	粗大ごみ	140	161	150	137	124	△16
	資源物	303	343	338	310	280	△23
	計	1,313	1,515	1,411	1,294	1,167	△146
全体	一般ごみ	1,480	1,510	1,340	1,251	1,157	△323
	生ごみ	1,110	1,299	1,214	1,126	1,038	△72
	燃えないごみ	110	103	96	89	83	△27
	粗大ごみ	280	303	283	261	240	△40
	資源物	892	1,011	1,015	943	873	△19
	計	3,872	4,226	3,948	3,670	3,391	△481

5 ごみ処理量計画値

(1) 中間処理

1) リサイクル処理

資源物のリサイクル処理量を以下に示します。

また、製品プラスチックのリサイクル処理方法について、令和10年度頃を目途に実施していくこととします。

表 4-9 リサイクル処理計画値

単位：t/年

区分			令和3年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
			(実績)	(計画策定)	(中間目標)	(中間目標)	(計画目標)
搬入	家庭系ごみ	資源物	589	668	677	633	593
	事業系ごみ	資源物	303	343	338	310	280
	計	資源物	892	1,011	1,015	943	873

2) 堆肥化処理

生ごみの堆肥化処理量を以下に示します。

生成した堆肥は地元農家に還元し、堆肥化残渣については、当面は斜里町エコクリーンセンター資源化施設で処理を行いません。広域処理開始後も堆肥化処理を継続する場合、堆肥化残渣は広域処理します。広域処理開始とともに堆肥化処理を廃止する場合は、生ごみは一般ごみとして広域処理することとします。

表 4-10 堆肥化処理計画値（堆肥化処理継続）

単位：t/年

区分			令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
搬入	家庭系ごみ	生ごみ	669	750	703	657	615
	事業系ごみ	生ごみ	441	549	511	469	423
	計	生ごみ	1,110	1,299	1,214	1,126	1,038
	バーク		122	172	257	345	433
搬出	堆肥		369	250	250	250	250
	堆肥化残渣		92	84	84	84	84
			461	334	334	334	334

表 4-11 堆肥化処理計画値（堆肥化処理廃止）

単位：t/年

区分			令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
搬入	家庭系ごみ	生ごみ	669	750	703	-	-
	事業系ごみ	生ごみ	441	549	511	-	-
	計	生ごみ	1,110	1,299	1,214	-	-
	バーク		122	172	257	-	-
搬出	堆肥		369	250	250	-	-
	堆肥化残渣		92	84	84	-	-
			461	334	334	-	-

3) 資源化処理

一般ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び堆肥化残渣を対象とします。燃料化施設における処理量を以下に示します。

広域処理開始後は、資源化処理は行わず、燃えないごみの選別、粗大ごみの破碎処理のみ行うものとします。

処理後の焼却灰・不適物・粗大残渣は埋立処分します。なお、広域処理開始後は、可燃物は広域処理、不適物・焼却灰・不燃物は埋立処分します。

表 4-12 資源化処理（選別・破碎含む）計画値

単位：t/年

区分		令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)	
搬入	家庭系ごみ	一般ごみ	1,062	1,058	937	-	
		燃えないごみ	99	93	87	81	
		粗大ごみ	140	142	133	124	
			1,301	1,293	1,157	205	192
	事業系ごみ	一般ごみ	418	452	403	-	-
		燃えないごみ	11	10	9	8	7
		粗大ごみ	140	161	150	137	124
			569	623	562	145	131
	全体	一般ごみ	1,480	1,510	1,340	-	-
		燃えないごみ	110	103	96	89	83
		粗大ごみ	280	303	283	261	240
			1,870	1,916	1,719	350	323
	堆肥化残渣	92	84	84	-	-	
		1,962	2,000	1,803	350	323	
搬出	生成物	1,183	1,226	1,099	-	-	
	焼却灰	19	32	29	-	-	
	鉄類	48	57	53	49	46	
	不適物	170	162	151	-	-	
	粗大残渣	56	76	71	65	60	
	可燃物 (広域処理)	-	-	-	236	217	
			1,476	1,553	1,403	350	323

※広域処理は令和10年度からの開始を予定

4) 広域処理

広域処理施設では、一般ごみ、選別・破碎後の可燃物、及び堆肥化残渣を処理します。堆肥化処理を廃止する場合は、一般ごみとともに生ごみを処理します。処理量を以下に示します。

処理後の残渣は埋立処分します。

表 4-11 処理計画値（広域処理の本町分）（堆肥化処理継続）

単位：t/年

区分			令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
搬入	家庭系ごみ	一般ごみ	-	-	-	881	824
	事業系ごみ	一般ごみ	-	-	-	370	333
	全体	一般ごみ	-	-	-	1,251	1,157
	堆肥化残渣		-	-	-	84	84
	可燃物 (選別・破碎)		-	-	-	236	217
	計		-	-	-	1,571	1,458
搬出	処理残渣		-	-	-	173	160

※広域処理は令和10年度からの開始を予定

表 4-14 広域処理計画値（広域処理の本町分）（堆肥化処理廃止）

単位：t/年

区分			令和3年度 (想定)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
搬入	家庭系ごみ	一般ごみ (生ごみ含む)	-	-	-	1,538	1,439
	事業系ごみ	一般ごみ (生ごみ含む)	-	-	-	839	756
	全体	一般ごみ (生ごみ含む)	-	-	-	2,377	2,195
	可燃物 (選別・破碎)		-	-	-	236	217
	計		-	-	-	2,613	2,412
搬出	処理残渣		-	-	-	287	265

※広域処理は令和10年度からの開始を予定

(2) 最終処分

中間処理後の焼却灰・不適物・粗大残渣を埋立処分します。広域処理開始後は、粗大残渣及び処理残渣を埋立処分します。

表 4-14 最終処分計画値（堆肥化处理継続）

単位：t/年

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
不適物	170	162	151	-	-
粗大残渣	56	76	71	65	60
焼却灰	19	32	29	-	-
処理残渣(広域処理)	-	-	-	173	160
計	245	270	251	238	220

※広域処理は令和10年度からの開始を予定

表 4-15 最終処分計画値（堆肥化处理廃止）

単位：t/年

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (中間目標)	令和19年度 (計画目標)
不適物	170	162	151	-	-
粗大残渣	56	76	71	65	60
焼却灰	19	32	29	-	-
処理残渣(広域処理)	-	-	-	287	265
計	245	270	251	352	325

※広域処理は令和10年度からの開始を予定

第5章 今後のごみ処理の基本方針

1 循環型社会形成に向けた基本的方向

循環型社会において製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は、①廃棄物等の発生抑制 (Reduce : リデュース)、②再使用 (Reuse : リユース)、③再生利用 (Recycle : リサイクル)、④排出ごみの焼却時に発生する熱の有効活用 (サーマルリサイクル)、⑤適正な循環利用が行われな
いものについての適正処分の順となっており、ごみの発生・排出抑制及び再生利用は優先的に取り組むべきものとして位置づけられています。

本町では、この基本的方向に基づき、循環型社会形成に向けた取り組みを進めていきます。

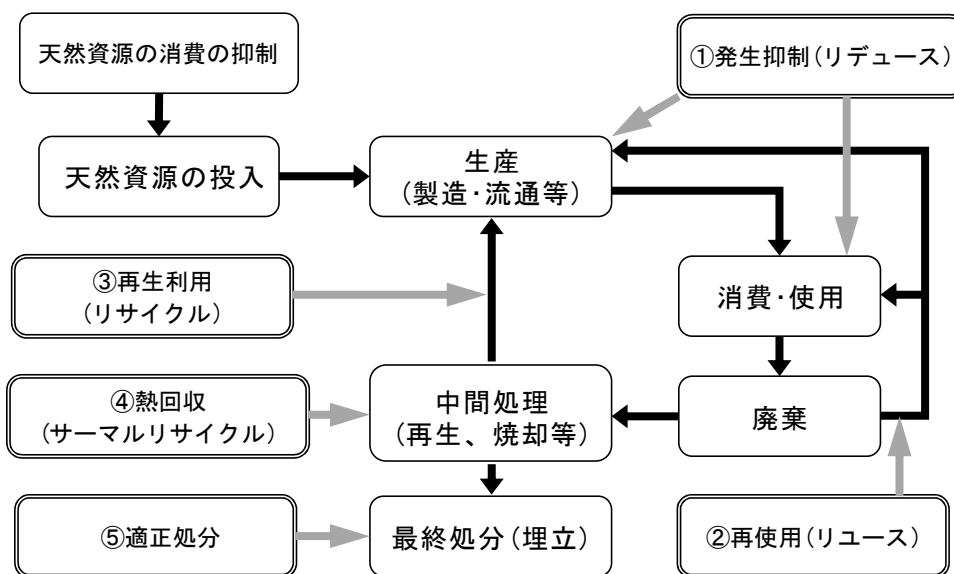


図 5-1 循環型社会形成に向けた基本的方向

2 計画の基本方針

本町におけるごみ処理の現状や循環型社会形成に向けた基本的方向を踏まえ、本計画の基本目標を「人と地球にやさしい環境共生型社会を目指して」とします。この基本目標を達成するため、以下に示す3つの基本方針に基づき、住民・事業者・町が協働して取り組みを進めていきます。

基本目標	“人と地球にやさしい環境共生型社会”を目指して
基本方針 1	ごみの減量を推進する。
基本方針 2	ごみの有効活用を推進する。
基本方針 3	環境にやさしいごみ処理を推進する。

3 計画の数値目標

本計画における数値目標として以下の3つを掲げます。

(1) ごみの減量目標

ごみの発生や排出の抑制を推進し、排出されるごみの減量を図ります。

ごみ減量目標（令和19年度）
3,400 t 以下とすることを目標とします。
（令和4年度想定量4,229tから、毎年1.3%減量）

(2) リサイクル目標

排出されたごみを資源としてリサイクルし、ごみ処理量を削減します。

リサイクル目標（令和19年度）
**堆肥化処理を廃止する場合27%以上、堆肥化処理を継続する
場合34%以上とすることを目標とします。**

(3) 埋立処分量目標

ごみの排出抑制、リサイクル、中間処理を行い、最終処分する量を削減します。

埋立処分量減量目標（令和19年度）
**堆肥化処理を廃止する場合340 t 以下、堆肥化処理を継続する場
合230 t 以下（令和3年度より16.3%以上減量）とすることを
目標とします。**

第6章 今後のごみ処理に関する主な施策

1 基本方針1（ごみの減量を推進する）に関する施策

(1) 生ごみの減量化の推進

生ごみは重量的に大きな割合を占めることから、ごみの発生・排出抑制策の一つとして生ごみ減量化対策は有効です。

家庭から排出される生ごみには、食べ残しや手つかずの食品といった食品ロスが多く含まれており、食べ切りや食材の使い切りによる食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないということだけでなく、ごみの削減にもつながります。

また、生ごみには、水分が多く含まれており、生ごみを捨てる前に乾燥や水切りを行うことで、生ごみの水分を減らすことができます。

このため、家庭系、事業系ともに食品ロス削減や水切りなどの行動実践に向けた啓発活動や、現在町で実施していないコンポストや電動生ごみ処理機の購入費助成について、検討する必要があります。

(2) 集団資源回収の推進

現在、斜里中学校、斜里高校吹奏楽部が自主的に行っている資源物の集団回収は、直接ごみの減量化につながるとともに廃棄物の循環利用促進にもなり、その活動を通じて環境意識の向上が期待できることから、促進を図ります。

(3) 使い捨て製品の使用自粛の推進

使い捨て製品の使用を見直し、長く使える製品を使用することにより、ごみの削減につながります。マイ箸やマイボトルの活用、詰め替え商品の購入、ばら売り・量り売り商品の選択を促すなどの啓発を強化し、ごみの発生・排出抑制を推進します。

(4) 環境教育の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を広く住民の間に浸透させていくためには、住民一人ひとりが関心を持ち、その大切さを正しく理解することが重要です。このため、学校での環境教育や地域の中での実践体験の機会を創出します。

また、次世代を担う子供たちへの環境教育の一環として、副読本・小冊子を作成して広く配布し、環境教育の動機づけを図ります。

(5) ごみ処理手数料の値上げの検討

斜里町のごみの有料化については、平成18年度から実施しておりますが、15年以上料金について改定を行っておりません。この間、人件費、資材、燃料等の高騰が続き町の財政負担が増していることや、ごみの減量化を進める手段として料金の値上げは有効な方法でありますので、近隣自治体の動向を踏まえながら検討する必要があります。

2 基本方針2（ごみの有効活用を推進する）に関する施策

(1) 再生品の利用拡大

廃棄物の循環的利用の促進には、再生品の利用拡大が重要です。エコマーク商品や、北海道が認定するリサイクル製品等の積極的な利用拡大に努めます。

(2) 製品プラスチック類の分別収集

現在、一般ごみとして分別している容器包装以外の製品プラスチック類について、新たに資源物として分別、回収する検討を進めます。

(3) 衣類リサイクルの推進

公共施設等において衣類の回収を行っています。回収したものは、海外においてリユース品としても利用されています。

資源の有効活用につながることから、回収の取り組みの周知強化に努め、リサイクルを推進します。

(4) 生ごみの資源化

生ごみの分別収集・堆肥化処理を当面継続します。

なお、今後の生ごみの処理のあり方については、広域処理施設の整備状況に合わせて検討していきます。

(5) 粗大ごみ資源化

粗大ごみとして排出されるものの中には、簡単な修理を行うことによって、まだ利用できるものも少なくありません。これらを修理・再生し、住民に配布する活動等を検討していきます。

3 基本方針3（環境にやさしいごみ処理を推進する）に関する施策

(1) ごみステーションの管理

ごみステーションにおいては、カラスや小動物によるごみの散乱、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。

自治会と協力・連携し、広報等による排出方法の周知・指導を徹底し、ごみステーションの適正管理・美化を進めます。

(2) 不法投棄対策

不法投棄は、良好な地域環境を損ない、環境汚染を引き起こす懸念があります。警察等の関係機関と連携して対策を進めていきます。

(3) ごみ搬入時の指導強化

ごみ処理施設では、ごみの適切な分別が適正処理につながります。このため、施設搬入時においてごみの分別の点検を強化し、適正処理の推進や破砕機における事故防止を図ります。

(4) 現有施設の適正管理

中間処理施設及び最終処分場の管理・運営を適切に行い、資源化・適正処理を推進するほか、周辺環境に影響を及ぼさないようにします。

(5) 施設整備

施設の耐用年数や適正処理のさらなる向上等を考慮し、周辺市町との広域焼却処理に向けた検討・協議を行っていきます。

また、最終処分場の埋立終了期間を適切に判断し、新最終処分場の整備を計画的に進めていきます。

第7章 今後のごみ処理に関する計画

1 ごみの排出抑制・資源化計画

(1) 住民・事業者・町の取り組み

本計画の基本方針を推進していくためには、住民、事業者及び町が協働してごみに関する諸問題に取り組み、地域で相互に連携して的確に行動することが重要です。

以下に各主体に求められる役割と具体的な取り組みを示します。

1) 住民

住民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、3Rを意識した循環型のライフスタイルへの転換を図ることが望まれます。そのため、商品等の購入時、使用時及び廃棄時等の各段階において、排出抑制・再使用・再生利用を意識した取り組みを進めることにより、環境への負荷を低減する生活を実践していくことが求められます。

また、本町や地域が実施するごみ排出抑制や資源化等の取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

表 7-1 住民の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの減量を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品の購入を自粛し、リユース商品等の活用に努めます。 ・マイバッグの持参や過剰包装の辞退により、レジ袋等のごみを削減します。 ・長期使用可能な商品を購入します。 ・リース・レンタル商品を活用します。 ・リターナブル容器を使用している商品を購入します。 ・商品の購入前に、必要性を熟考し、環境負荷が小さいものを優先して購入するグリーン購入に努めます。 ・食べ残しや廃棄食品の発生抑制に努め、食品ロスを削減します。 ・生ごみ排出時の水切りの徹底やコンポスト容器、生ごみ処理機等を導入しの活用により、生ごみの減量化に努めます。
ごみの有効活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正排出を徹底します。 ・集団資源回収へ参加します。 ・フリーマーケット、リサイクルショップを活用します。 ・再生素材、未利用バイオマス資源から作られたリサイクル製品を購入します。
環境にやさしいごみ処理を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのルールを守り、適正な分別排出を行います。 ・ごみステーションを町民の相互の合意と協力で適正に維持管理します。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 ・自宅周辺や所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう常に清掃を心掛けます。

2) 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの排出事業者責任を果たすことが求められます。

排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講じ、本町や地域が実施する廃棄物の排出抑制及び循環利用に関する取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

また、環境マネジメントシステムの導入による事業活動における環境効率性の向上、消費者の発生抑制・再使用・再生利用に関する行動を促すような製品・サービスの提供のほか、自ら消費者としてグリーン購入を実施するなどの環境に配慮した積極的な取り組みが求められます。

表 7-2 事業者の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの減量を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を自粛し、簡易包装の推進に努めます。 ・エコバック、マイバック運動を展開し、レジ袋を削減します。 ・繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造・販売、修繕体制の整備に努めます。 ・原材料の選択、製造工程の改良、発生したごみの利用、包装資材の削減等により、ごみの排出抑制に努めます。 ・食品を必要以上に作りすぎないように努め、食品ロスを削減します。 ・生ごみを排出する事業所では生ごみ処理機等を導入し、生ごみの減量化を推進します。
ごみの有効活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源を原材料とする製品を販売・利用します。 ・製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品の開発・販売に努めます。 ・再使用が容易な製品や部品の製造や販売に努めます。 ・回収ボックス等を設置し、店頭回収等の自主回収を行います。 ・ダンボール、発泡スチロール等の梱包資材はリサイクルします。 ・排出者としてごみの適正排出を徹底します。
環境にやさしいごみ処理を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのルールを守り、適正な分別排出を行います。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 ・事業所周辺や所有地、特に空き地などを適正に管理し、不法投棄されないよう常に清掃及び整理整頓を心掛けます。

3) 町

町は、一般廃棄物の処理の責任を負う主体として、ごみの発生抑制・再使用・再生利用及び適正処理を推進するとともに、自らが事業者として、循環型社会形成に向けて率先して取り組みます。

また、住民や事業者に対する情報提供、普及啓発、環境教育をの実施しての取り組みを促進するほか、住民・事業者が連携して循環型社会形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

表 7-3 町の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの減量を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rを推進します。 ・ごみの発生や排出を抑制するため、町民・事業者の自主的な活動への協力・支援や情報提供を行います。 ・小売業者へ過剰包装の自粛や緩衝剤の使用の抑制を啓発するとともに、町民への簡易包装への協力を啓発します。 ・小学生や中学生を対象に施設見学や出前講座等の環境学習の支援に努めます。 ・公共施設において、環境に配慮されたグリーン製品の使用に努めます。 ・自らが事業所としての役割を担います。 ・コンポスト、生ごみ処理機等の補助の導入を進めます。
ごみの有効活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収を支援します。 ・広報誌やホームページ等を活用し、町民や事業者に向けたごみの減量化・資源化に資する情報の普及啓発や指導に努めます。 ・再利用等を行う事業者への支援を行います。 ・分別収集した資源物の資源化を推進します。
環境にやさしいごみ処理を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションに排出されたごみを収集・運搬します。 ・ごみを適正に処理します。 ・環境に配慮した廃棄物の処理施設を整備します。 ・監視パトロールを強化し、不法投棄を防止します。

2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する基本方針

現在の収集・運搬体制を基本とし、資源物のリサイクルなどを推進するための分別収集を継続します。

容器包装以外のプラスチック類について、プラスチック資源循環法に基づき、令和10年度頃をめどに資源物の分別区分に移行することを検討します。

(2) 収集区域の範囲

今後も斜里町全域を収集区域とします。

粗大ごみは、斜里市街地は従来通り、ウトロ地区は原則支所に持ち込みとし、集落地域も収集します。

表 7-4 収集区域の範囲

区分	ブロック	該当地域
斜里市街地	A	西町・港西町・前浜町・港町・本町・朝日町・光陽町・豊倉一部（釧網線東側）
	B	新光町・文光町・青葉町・豊倉一部（釧網線西側）中斜里市街地（ホクレン含む）
ウトロ市街地	A	ウトロ西・ウトロ中島・ウトロ高原・ウトロ香川
	B	ウトロ東・幌別・岩尾別・日の出・峰浜・朱円東・朱円・朱円西
集落地域	—	大栄・美咲・川上・来運・三井・豊里・以久科北・以久科南・越川・富士・豊倉（市街地ブロックの豊倉を除く）

(3) ごみの分別区分

分別区分は、現在の生ごみ、一般ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源物とします。

現在は一般ごみとしている容器包装以外のプラスチック類について、資源物としての分別を検討します。その場合、資源物は9分類17種類となります。

広域処理の開始に伴って生ごみ堆肥化処理を廃止する場合は、生ごみは一般ごみとし、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源物の区分とします。

(4) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は下表を基本としますが、必要に応じて見直しを行います。

表 7-5 収集・運搬体制

排出区分	分別区分	地区別	排出先	収集・運搬	手数料
家庭系	一般ごみ	全域	指定ステーション	町委託業者	有料
	生ごみ				
	燃えないごみ				
	粗大ごみ	斜里市街地	各家庭	町委託業者	有料
		ウトロ市街地	ウトロ支所	〃	〃
		集落地域	各家庭	自己搬入、直営、町委託業者	〃
資源物	全域	指定ステーション	町委託業者	無料	
事業系	一般ごみ	全域		自己搬入又は許可業者	有料
	生ごみ				
	燃えないごみ				
	粗大ごみ				
	資源物				

また、本町の現在のごみ収集日を表 7-6 に示します。生ごみの堆肥化を継続する場合は、現在の収集地区ごとのごみ収集日体制を継続します。広域処理の開始に伴って生ごみ堆肥化処理を廃止する場合のごみ収集日（案）を表 7-7、7-8 に示します。

表 7-6 収集地区毎のごみ収集日（生ごみ堆肥化継続）

区分	斜里市街地		ウトロ市街地		集落地域		
	A	B	A	B	—		
ブロック							
該当地域	西町・港西町・前浜町・港町・本町・朝日町・光陽町・豊倉一部（釧網線東側）	新光町・文光町・青葉町・豊倉一部（釧網線西側） 中斜里市街地（ホクレン含む）	ウトロ西・ウトロ中島・ウトロ高原・ウトロ香川	ウトロ東・幌別・岩尾別・日の出・峰浜・朱円東・朱円・朱円西	大栄・美咲・川上・来運・三井・豊里・以久科北・以久科南・越川・富士・豊倉（市街地ブロックの豊倉を除く）		
収集日	月曜日	生ごみ	プラ製容器包装	生ごみ	プラ製容器包装	生ごみ	
	火曜日	一般ごみ	生ごみ	一般ごみ	生ごみ	一般ごみ	
	水曜日	第1週	ペットボトル・小型家電				
		第2週	粗大ごみ		—	—	—
		第3週	ペットボトル・燃えないごみ				
		第4週	びん類・廃食用油・粗大ごみ	びん類・廃食用油			
	木曜日	生ごみ	一般ごみ	生ごみ	一般ごみ	生ごみ	
	金曜日	プラ製容器包装	生ごみ	プラ製容器包装	生ごみ	プラ製容器包装	
	土曜日	第1週	新聞・雑誌・雑紙				
		第2週	缶類				
		第3週	新聞・雑誌・雑紙				
		第4週	ダンボール				

表 7-7 収集地区毎のごみ収集日案①（生ごみ堆肥化廃止）

区分	斜里市街地		ウトロ市街地		集落地域	
該当地域	西町・港西町・前浜町・港町・本町・朝日町・光陽町・豊倉一部（釧網線東側）新光町・文光町・青葉町・豊倉一部（釧網線西側）中斜里市街地（ホクレン含む）		ウトロ西・ウトロ中島・ウトロ高原・ウトロ香川 ウトロ東・幌別・岩尾別・日の出・峰浜・朱円東・朱円・朱円西		大栄・美咲・川上・来運・三井・豊里・以久科北・以久科南・越川・富士・豊倉	
収集日	月曜日	プラ製容器包装				
	火曜日	一般ごみ（生ごみ含む）				
	水曜日	第1週	ペットボトル・小型家電			
		第2週	粗大ごみ	—		
		第3週	ペットボトル・燃えないごみ			
		第4週	びん類・廃食用油			
	木曜日	第1週	新聞・雑誌・雑紙			
		第2週	缶類			
		第3週	新聞・雑誌・雑紙			
		第4週	ダンボール			
金曜日	一般ごみ（生ごみ含む）					

表 7-8 収集地区毎のごみ収集日案②（生ごみ堆肥化廃止）

区分	斜里市街地		ウトロ市街地		集落地域	
ブロック	A	B	A	B	—	
該当地域	西町・港西町・前浜町・港町・本町・朝日町・光陽町・豊倉一部（釧網線東側）	新光町・文光町・青葉町・豊倉一部（釧網線西側）中斜里市街地（ホクレン含む）	ウトロ西・ウトロ中島・ウトロ高原・ウトロ香川	ウトロ東・幌別・岩尾別・日の出・峰浜・朱円東・朱円・朱円西	大栄・美咲・川上・来運・三井・豊里・以久科北・以久科南・越川・富士・豊倉	
収集日	月曜日	一般ごみ（生ごみ含む）	プラ製容器包装	一般ごみ（生ごみ含む）	プラ製容器包装	一般ごみ（生ごみ含む）
	火曜日	製品プラスチック	一般ごみ（生ごみ含む）	製品プラスチック	一般ごみ（生ごみ含む）	製品プラスチック
	水曜日	第1週	ペットボトル・小型家電			
		第2週	粗大ごみ		—	
		第3週	ペットボトル・燃えないごみ			
		第4週	びん類・廃食用油・粗大ごみ	びん類・廃食用油		
	木曜日	一般ごみ（生ごみ含む）	製品プラスチック	一般ごみ（生ごみ含む）	製品プラスチック	一般ごみ（生ごみ含む）
	金曜日	プラ製容器包装	一般ごみ（生ごみ含む）	プラ製容器包装	一般ごみ（生ごみ含む）	プラ製容器包装
	土曜日	第1週	新聞・雑誌・雑紙			
		第2週	缶類			
第3週		新聞・雑誌・雑紙				
第4週		ダンボール				

3 中間処理計画

(1) 中間処理に関する基本方針

現有施設の管理・運営を適切に行っていきます。

周辺市町（網走市、小清水町、大空町、美幌町）との広域処理に向けた検討・協議を行います。

(2) リサイクル処理

広域処理施設が整備されるまでは、現在のリサイクル処理を継続します。

容器包装以外のプラスチックの資源化処理について検討します。

(3) 堆肥化処理

現在の生ごみの堆肥化処理を当面継続し、今後の生ごみの処理のあり方については、広域処理施設の整備状況に合わせて検討していきます。

生産した堆肥は地元農家に還元します。

(4) 資源化処理

現在の一般ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び堆肥化残渣の資源化処理を当面継続します。

周辺市町との広域焼却処理開始後も、燃えないごみからの鉄類回収、粗大ごみからの鉄類回収・破碎処理は継続します。

4 広域処理施設整備計画

(1) 廃棄物処理施設広域化の背景

国、北海道の方針によると、市町村が設置する廃棄物処理施設は集約化、広域化を進めていく方針を定めており、処理施設整備に係る交付金等の要件にも示されています。

道東地域の可燃ごみ処理施設は、十勝地方は帯広市など、釧路地方は釧路市と標茶町、根室地方は別海町と根室市、遠紋地方は遠軽町と紋別市に集約化が進んでいます。

一方で、斜網地域（網走市、大空町、美幌町、小清水町、清里町、斜里町）は、広域化が進んでおらず、各々の自治体により、様々な方式により処理が行われております。

人口減に伴いごみの処理量が減少する中、処理コスト低減のため、処理施設の広域化の検討を進めてきました。

施設整備には多額の費用を要するため、令和3年度に概算整備費用を算出し、広域処理施設整備検討に参加の意思を各市町において確認した結果、清里町が現有施設の使用を続けると判断し、他の1市4町（網走市、大空町、美幌町、小清水町、斜里町）は検討を継続する事としております。

(2) 斜里町における検討の背景

22 ページより記載している斜里町の資源化施設において生産している生成物の課題については、斜里町だけでは解決出来ない問題があり、今後も処理を継続していく場合には現在よりも多額の費用を要することが想定できます。このため、可燃物の処理は、資源化施設における処理から広域処理施設における処理に切り替える必要があると判断しています。

また、生ごみの処理については、現在、処理委託業務に携わっている人員に欠員が生じており、この人員不足の課題は、広域処理施設が整備される令和10年頃には更に人口が減少し、厳しい状況が予測できます。特に生ごみの堆肥化処理は、悪臭が伴う環境で作業をするものであり、処理を継続した場合に作業人員が確保出来ない恐れがあります。

さらに、現在は堆肥化における残渣の減少を目的に、生分解性の生ごみ袋を使用していますが、通常の素材より耐久性が低い上高価であり、町民アンケートでも多くの指摘が寄せられております。

このため、現在の分別区分のまま可燃ごみの処理を広域で行う施設を整備した場合と、生ごみも処理する場合の斜里町の負担額を算出しております。

(3) 広域処理施設の概算整備費用

表 7-4 広域処理施設概算整備費用（令和3年度算出）

	生ごみを各市町が 広域処理する	生ごみを各市町が 広域処理しない
広域処理施設概算整備費	約 100 億円	約 74 億円
斜里町負担分	約 17 億円	約 10 億円
全体ごみ処理量	16,415 トン／年	12,212 トン／年
斜里町ごみ処理量	2,735 トン／年（約 17%）	1,540 トン／年（約 13%）

(4) 広域処理施設の処理方式

現在、広域処理施設整備を検討している1市4町では、破砕埋立、直接埋立、焼却、高温高圧処理と、様々な方式により処理が行われておりますが、施設や最終処分場の更新をここ10年ほどで実施していく必要があるのが、共通の課題となっております。

処理方式の検討については、破砕埋立方式、直接埋立方式は、最終処分場の整備面積が莫大なものとなるほか、他町のごみを受け入れる事により、設置自治体の負担が非常に大きくなる事が予想されたため検討から外しました。燃料化も斜里町においてごみから生産する生成物の消費が大きな課題となっているため検討から外し、ごみの処理方式としては地域内の自治体で採用している処理方式でもあり、地方自治体において最も採用されていて技術も確立している焼却方式を基本に検討を進める事としております。

しかし、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言していることから、単純な焼却方式ではなく発生するエネルギーを多く回収できる仕組みを持つ施設を整備していく必要があります。

(5) 広域処理施設の整備スケジュール

広域処理施設の整備は、令和3年度に事前調査を行った後、令和4年度には広域化の基本計画を策定し、令和5年度に国に循環型社会形成推進基本計画を提出します。その後、環境アセスメント、施設の設計、施設建設工事を実施し、令和10年度より施設の稼働を開始する予定で進めていきます。

(6) 広域化に係る斜里町の課題

広域処理施設の位置が決定した後は、斜里町から施設までの効率的な廃棄物の積み替えや運搬手段等について検討する必要があります。

また、現在のエコクリーンセンターの施設についてはごみの処理を行わなくなるため、施設の効率的な利用を検討する必要があります。

さらに、ごみの分別方法の変更や減量化の取り組みについて、町民、事業者の協力も必要となります。

5 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

最終処分場の管理・運営を適切に行っていきます。

埋立現況を踏まえ、新たな最終処分場の整備を検討します。

(2) 最終処分

中間処理後の焼却灰、不適物、燃えないごみ、粗大ごみの中の不燃物を埋立処分します。

広域処理開始後は、処理後の残渣を埋立処分します。

(3) 最終処分場整備計画

新たな最終処分場を整備する場合、関係法令等を遵守することはもとより、周辺環境への影響及び経済性等に十分配慮し、施設整備について検討を進めます。

現最終処分場のオープン型最終処分場のほか、近年採用事例が増えているクローズドシステム型最終処分場も視野に入れて最終処分場の検討を行います。

埋立地において発生する浸出水による周辺地下水等への汚染を防止するため、遮水工を設けます。その上で、浸出水を放流先の公共の水域を汚染しないように浸出水処理施設を設けます。

令和4年度現在、エコクリーンセンター北側用地に次期最終処分場を設置する事を検討しておりますが、広域処理施設整備を行った場合、浸出水処理施設は資源化施設を活用する予定です。

令和4年3月時点での概算事業費は、浸出水処理施設を新設する場合は13.4億円、既存の施設を利用する場合は9.9億円と算定しています。

また、設置費用が高額であることと人口減少社会を迎えているため、住民負担を抑えるためには、将来的に他地域でも取り組まれている最終処分場も広域化する事について、他自治体と協議していく必要があります。

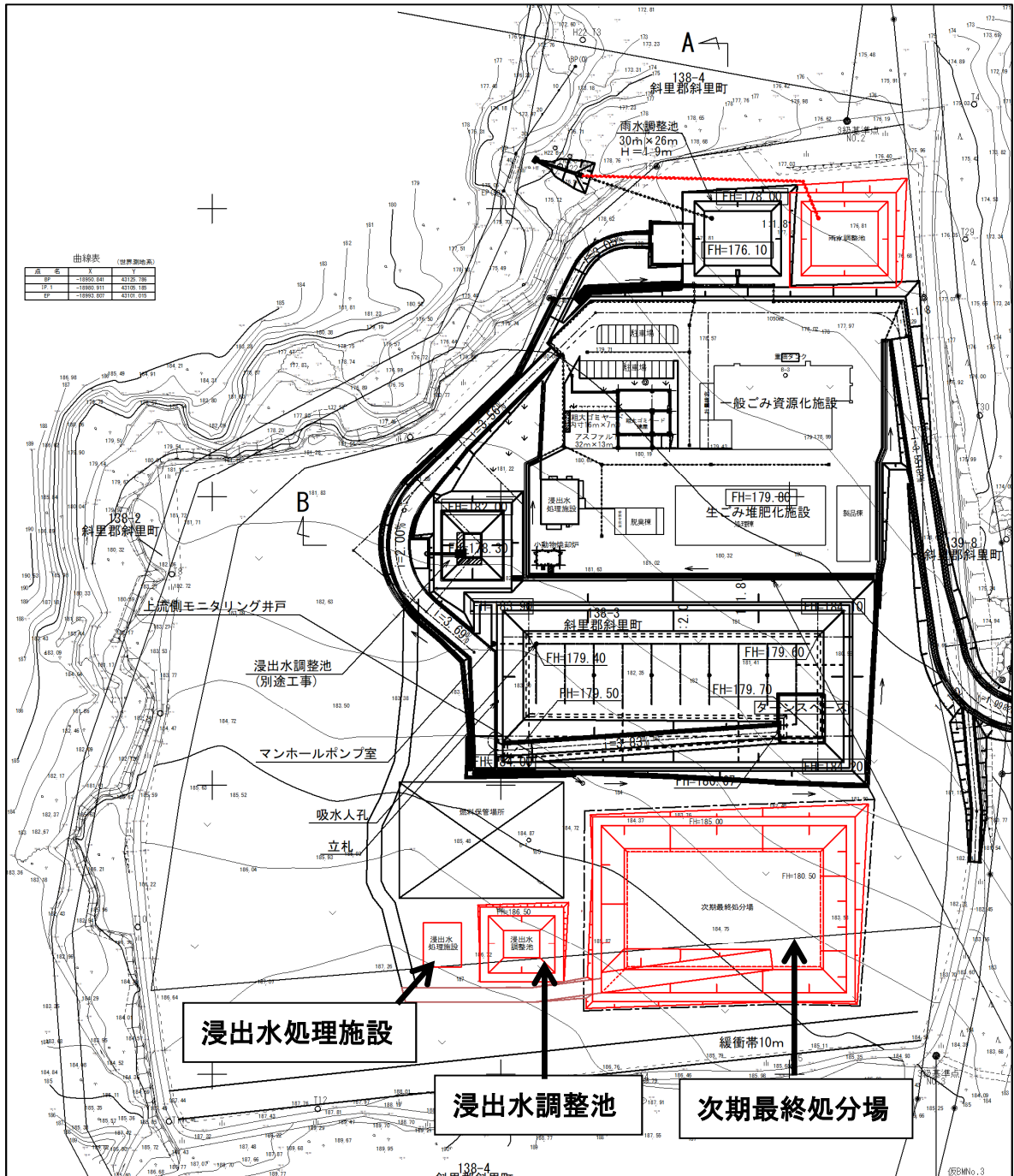
表 7-8 最終処分場の比較

	オープン型最終処分場	クローズドシステム型最終処分場
気象影響	常に降雨、降雪等の影響を受ける。	カバー（上屋）により、気象の影響を受けずに埋立作業を行うことができる。
外部環境への影響	気象条件のコントロールは困難なため、異常気象等により周辺環境へ影響が生じないよう十分な維持管理が必要である。	カバー（上屋）内における埋立作業であるため、廃棄物の飛散・悪臭の周辺地域への影響を軽減できる。ただし、悪臭対策を要する。
ごみの安定化	自然環境下で安定化が進むため、安定化速度は降水量等の気象変化に左右される。	制御により一定の環境条件に保つことで、安定化を促進することが可能である。
浸出水発生量	多い。	少ない。
浸出水処理施設	施設規模が大きい。（降水量に依存）	施設規模が小さい。
建設費	埋立地は安価となる。 浸出水処理施設は高価。	埋立地はカバー工事があるため高価となる。 浸出水処理施設は安価。
維持管理費	浸出水処理施設の維持管理費は高額。 ※最終処分場廃止までの期間による。	浸出水処理施設の維持管理費は安価。 ※最終処分場廃止までの期間による。

(4) 埋立終了後の最終処分場維持管理について

埋立終了後の最終処分場については、廃棄物処理法における最終処分場を廃止できる基準を満たすまで、適切に管理を行っていきます。

表 7-9 新最終処分場施設配置図 (案)



4 関連施策

(1) 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を阻害するばかりではなく、廃棄物の適正処理に対する信頼を損なうことにつながりかねないことから、厳しく対応する必要があります。

このため、不法投棄やポイ捨て禁止看板の設置や広報誌等による周知・啓発を継続して行います。また、観光客や滞在者に向けたごみ受入れ先等の情報周知を継続して行います。

警察等との連携による巡回指導を行うほか、不法投棄の苦情・通報があった場合は警察等と連携して対応します。

(2) 災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害等が発生した際には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、早期に生活環境の回復を図る必要があります。このため、関係機関等と連携しながら災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の処理体制の確立に努めます。

(3) 適正処理困難物の対応

本町では収集または処理できない適正処理困難物について、関係機関等と連携した普及啓発の取り組みを進め、性質や状態、種類に応じたリサイクルを含む適正な回収・処理が促進されるようにします。

また、医療の高度化や高齢者の増加により、家庭での在宅治療が普及し、在宅医療廃棄物（注射器、注射針、人工透析容器）や大人用紙おむつの増加が見込まれるため、医療機関と連携を図りながら、適正処理に向けた取り組みを進めます。

(4) ウトロ地域の対応

観光業が盛んなウトロ地域では、増減する宿泊、観光客の影響から、ごみの量が大きく変化するのが特徴です。一般ごみ、生ごみは、令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響で排出量が大きく減少しております。

ごみの減量化を進める際には、地域の実情を考慮した取り組みが必要になります。

表 ウトロ地域ごみ収集量の実績

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ウトロ地域 家庭系・事業系 ごみ収集量 合計	一般ごみ	325	303	318	266	270
	生ごみ	410	357	370	255	271
	燃えないごみ	18	23	21	22	19
	粗大ごみ	9	12	13	16	8
	資源物	248	214	224	188	170
	小計	1,010	909	946	747	738
斜里町全域 家庭系・事業系 ごみ排出量 合計	一般ごみ	1,555	1,553	1,565	1,470	1,480
	生ごみ	1,383	1,323	1,295	1,131	1,110
	燃えないごみ	106	109	110	128	110
	粗大ごみ	294	313	325	289	280
	資源物	1,088	1,015	1,023	1,017	892
	合計	4,426	4,313	4,318	4,035	3,872

※ 参考 基本計画策定に係る町民アンケート結果

1. 調査方法概要

このアンケートは、斜里町総合計画策定に関する町民アンケートに併せて、令和4年6月に斜里町内に在住する18歳以上の方（令和4年4月30日現在）の中から、無作為に抽出された18歳以上の1,500名の方を対象として送付しています。

回答された方の年代はバランスが取れていましたが、回答数が多かった60～70代の選択傾向が強く反映されていることに注意が必要です。

2. 調査票の回収結果 配布数：1,500票 回収数：651票 回答率 43.4%

3. アンケート結果からの考察

- ① ごみに関することに関心は、約76%があると回答しており、生活に直結しているごみについて、非常に高い関心があるとの結果が出ています
- ② 資源物の排出に関して、7割以上の町民が資源物として排出しており、ほぼ定着しています。
しかし、雑紙の排出に関しては、新聞、雑誌と混ぜて出す、一般ごみとして出すとの回答が多く、今後の排出方法等の見直しを検討する必要があります。
- ③ 生ごみ収集袋について、生分解性の袋を使用している事から、破れやすい等の意見が、アンケート中最も多く出されております。しかし、今後も使用し続けるべきとの意見も多いため、生分解性の袋に関する注意点などを繰り返し広報していく必要があります。
- ④ 現在町で実施していないコンポストや電動生ごみ処理機の購入費助成について、回答者の14%、85名の方は助成があれば購入すると回答していますので、ごみの減量化にもつながる取り組みでもありますので、助成について検討する必要があります
- ⑤ 一般ごみと生ごみを合わせて収集することの検討については、回答数はこれまで通り分けるべきとの意見が約40%でしたが、寄せられた意見の中には一緒に収集すべきとの意見も多く寄せられております。
- ⑥ ごみステーションの収集回数については、概ね全ての品目で今の収集体制でちょうど良いとの回答が多いですが、週一回の郡部の生ごみ回収や、月一回の空き缶回収については、増やしてほしいとの意見が多く寄せられました。
- ⑥ 郡部の粗大ごみ回収について、これまで通りで構わないとの意見が一番多いですが、戸別回収してほしいとの意見も約14%あるため、今後回収方法等を検討していく必要があります。
また、寄せられた意見の中にステーションまで遠い、ステーションの数が少ない等の意見もありましたので、高齢化社会が進む中、郡部の車が無い方々の回収について検討していく必要があります。
- ⑦ 「ごみ分別の手引き」について、約90%の方が、ご家庭に保管していて普段から分別に迷った時に活用している現状にありますので、これまで通り配布していく必要があります。
- ⑧ ごみステーションの排出ルールについて、おおよそ半分のステーションで正しく利用されている現状がありますが、守られていないステーションや、実際の管理はボランティアで行われているのが多い現状にありますので、これからも適正に利用していくためには、行政、自治会、町民が協力していく必要があります。

4 質問及び回答数、割合

問1 ごみの分別、収集やリサイクルなど、ごみに関することに興味がありますか？

質問	大いに興味がある	興味がある	あまり興味がない	全く興味がない	わからない	合計
回答数	118	351	121	10	11	611
割合 (%)	19.3%	57.4%	19.8%	1.6%	1.8%	100%

問2 汚れていない「容器包装プラスチック」(その他プラ)は、どのように排出していますか？

質問	その他プラとして排出	その他プラか一般ごみとして排出	一般ごみとして排出	わからない	その他	合計
回答数	456	100	39	15	5	615
割合 (%)	74.1%	16.3%	6.3%	2.4%	0.8%	100%

問3 水ですすげばとれる汚れの「容器包装プラスチック」(その他プラ)は、どのように排出していますか？

質問	洗って、その他プラとして排出	洗わないでその他プラとして排出	その他プラか一般ごみとして排出	一般ごみとして排出	わからないその他	合計
回答数	506	11	59	25	16	617
割合 (%)	82.0%	1.8%	9.6%	4.1%	2.6%	100%

問4 ペットボトルは、キャップ、ラベルを取るようお願いしていますが、どのように排出していますか？

質問	ラベル、キャップを取って排出	キャップを取って排出	ラベル、キャップを取らずに排出	一般ごみとして排出	わからないその他	合計
回答数	562	28	11	6	14	621
割合 (%)	90.5%	4.5%	1.8%	1.0%	2.3%	100%

問5 空き缶は、中をゆすぐようお願いしていますが、どのように排出していますか？

質問	中をゆすいで排出	そのまま排出	一般ごみとして排出	燃えないごみとして排出	わからないその他	合計
回答数	506	93	3	5	12	619
割合 (%)	81.7%	15.0%	0.5%	0.8%	1.9%	100%

問 6 雑紙（お菓子や商品などの紙箱）はどのように排出していますか？

質問	新聞、雑誌に混ぜて排出	紙袋に入れて排出	ビニール袋に入れて排出	一般ごみとして排出	わからない その他	合計
回答数	105	356	25	103	21	610
割合 (%)	17.2%	58.4%	4.1%	16.9%	3.4%	100%

問 7 新聞、雑誌はどのように排出していますか？

質問	新聞、雑誌を分けて排出	新聞、雑誌と一緒に排出	学校回収や引取業者に出す	一般ごみとして排出	わからない その他	合計
回答数	459	93	24	8	30	614
割合 (%)	74.8%	15.1%	3.9%	1.3%	4.9%	100%

問 8 再利用可能な（まだ着ることが出来る）衣類は、町の施設に持ち込むと無料で回収していますが、出したことはありますか？

質問	出したことがある	知っていたが、出したことは無い	リサイクルショップや古着屋に出す	フリマアプリやネットで売却	知らなかった	合計
回答数	272	238	29	6	71	616
割合 (%)	44.2%	38.6%	4.7%	1.0%	11.5%	100%

問 9 一般ごみは、どの大きさの袋を主に使用していますか。

質問	15リットル	30リットル	45リットル	一般ごみは出さない	わからない その他	合計
回答数	138	234	208	7	13	600
割合 (%)	23.0%	39.0%	34.7%	1.2%	2.2%	100%

問 10 一般ごみの袋の大きさはちょうど良いですか。

質問	45リットルより大きい袋が欲しい	ちょうど良い	15リットルより小さな袋が欲しい	一般ごみは出さない	わからない その他	合計
回答数	25	542	19	4	20	610
割合 (%)	4.1%	88.9%	3.1%	0.7%	3.3%	100%

問 11 生ごみは、どの大きさの袋を主に使用していますか。

質問	4リットル	7リットル	15リットル	生ごみは出さない	わからないその他	合計
回答数	241	199	77	61	21	599
割合 (%)	40.2%	33.2%	12.9%	10.2%	3.5%	100%

問 12 水切りなど、生ごみを排出する際に工夫していることがありますか？

※主な回答

- ・台所の中で生ごみの水切りをしてから朝に生ごみの袋を入れて出しています。
 - ・水切りネットを使用し、新聞等でくるむ。
 - ・現在の生ごみ袋は発酵熱ですぐ破れてしまうので、発酵しないように冷凍して保管している。
 - ・冷蔵庫にて保管（袋が弱いので）、排出当日にそのままステーションへ出す。
 - ・野菜クズはなるべく水につけない。
 - ・水分は絞リボールに生ごみを入れ水につけないようにして出す。
 - ・水切りアミ袋にて水分を切って、袋が弱いため新聞紙を袋にして中に入れてその中に入れて出す。
 - ・母が指先の運動のため新聞紙でごみ入れを作ってくれます。調理の時に生ごみをそれに入れてから生ごみ袋に入れ水切りとして使用しています。
 - ・コンポストを使用しているので、生ごみは出さない。
 - ・生ごみは夏はコンポスト、冬はステーションに出す。
 - ・生ごみ処理機で水分を完全に抜き、カピカピのパキパキにして一般ごみにしている。
- 生ごみ処理機で処理した後は、生ごみとして出すのが正しいです。

問 13 斜里町の生ごみ回収袋は、生分解性の袋を使用しており、処理の工程で消滅する物で環境に優しい物を使用しています。ただし、通常の袋より耐久性が落ちる物ですが、使用していて不便を感じたことはありますか？

質問	すごく感じる	感じる	やや感じる	あまり感じない	感じない	合計
回答数	190	158	120	71	44	583
割合 (%)	32.6%	27.1%	20.6%	12.2%	7.5%	100%

問 14 生分解性の生ごみ回収袋は、今後も使用し続けるべきだと思いますか？

質問	続けるべき	どちらとも言えない	通常のビニール袋に変えるべき	わからないその他	合計
回答数	267	204	91	33	595
割合 (%)	44.9%	34.3%	15.3%	5.5%	100%

問 15 コンポスト（数千円）や電動生ごみ処理機（数万円、電気代負担）の購入費助成を行う自治体もありますが、斜里町において導入した場合には、助成を活用し購入しますか？

質問	購入する	購入する かもしれない	どちらとも言え ない	購入しない	わからない その他	合計
回答数	86	133	141	190	56	606
割合（％）	14.2%	21.9%	23.3%	31.4%	9.2%	100%

問 16 現在検討を進めている広域による廃棄物処理施設においては、ごみの分別の数を減らすためと将来的な経費の負担を抑えるため、一般ごみと生ごみを合わせて収集する事も検討していますが、どう思いますか？

質問	一般ごみと生 ごみを合わせ て収集すべき	これまで通り、 分けて収集する べき	どちらでも良 い	わからない その他	合計	
回答数	176	238	152	44	610	
割合（％）	28.8%	39.0%	24.9%	7.2%	100%	

問 17 ごみステーションの収集回数について、どう思いますか？

質問	増やした 方が良い	ちょうど良い	減らした方 が良い	出さない	わからない	合計
一般ごみ（週 1 回収集）						
回答数	102	472	5	5	27	611
割合（％）	16.7%	77.3%	0.8%	0.8%	4.4%	100%
生ごみ（市街地、ウトロ 週 2 回収集）						
回答数	32	453	7	16	26	534
割合（％）	6.0%	84.8%	1.3%	3.0%	4.9%	100%
生ごみ（郡部 週 1 回収集）						
回答数	38	149	2	14	57	260
割合（％）	14.6%	57.3%	0.8%	5.4%	21.9%	100%

質問	増やした方が良い	ちょうど良い	減らした方が良い	出さない	わからない	合計
燃えないごみ（月1回収集）						
回答数	99	446	11	9	32	597
割合（％）	16.6%	74.7%	1.8%	1.5%	5.4%	100%
その他プラ（週1回収集）						
回答数	74	479	14	11	22	600
割合（％）	12.3%	79.8%	2.3%	1.8%	3.7%	100%
ペットボトル（月2回収集）						
回答数	74	467	41	6	22	610
割合（％）	12.1%	76.6%	6.7%	1.0%	3.6%	100%
空き缶（月1回収集）						
回答数	157	408	18	5	23	611
割合（％）	25.7%	66.8%	2.9%	0.8%	3.8%	100%
小型家電（月1回収集）						
回答数	41	495	28	14	32	610
割合（％）	6.7%	81.1%	4.6%	2.3%	5.2%	100%
新聞、雑誌、雑紙（月2回収集）						
回答数	42	502	25	14	26	609
割合（％）	6.9%	82.4%	4.1%	2.3%	4.3%	100%
ダンボール（月1回収集）						
回答数	96	460	8	18	27	609
割合（％）	15.8%	75.5%	1.3%	3.0%	4.4%	100%

問 18 斜里町のごみの分別の種類は、多いと思いますか、少ないと思いますか？

質問	多いと感じる	ちょうど良い	少ないと感じる	出さない	わからない その他	合計
回答数	109	444	19	2	40	614
割合 (%)	17.8%	72.3%	3.1%	0.3%	6.5%	100%

問 19 市街地、ウトロの回収エリアにお住まいの方に質問です。粗大ごみの戸別回収を利用したことがありますか？

質問	利用したことがある	知っているが、利用したことは無い	知らなかった	知らなかったが、今後利用する	わからない その他	合計
回答数	231	129	17	5	22	404
割合 (%)	57.2%	31.9%	4.2%	1.2%	5.4%	100%

問 20 郡部の回収エリアにお住まいの方に質問です。粗大ごみの戸別回収は行っておりませんが、その代わりに粗大ごみの処理料金を市街地、ウトロエリアの半額としております。料金が上がっても戸別収集を行うべきと思いますか。

質問	料金が上がっても戸別収集してほしい	料金が半額の今のままが良い	どちらでも良い	粗大ごみは出さない	わからない その他	合計
回答数	27	68	58	3	42	198
割合 (%)	13.6%	34.3%	29.3%	1.5%	21.2%	100%

問 21 ごみの出し方を掲載している「ごみ分別の手引き」について、ご質問します。手引きの存在を知っていますか？ご家庭に今ありますか？

質問	家にある	家にあったが失くした	存在を知らなかった	知らなかったが、今後利用したい	わからない その他	合計
回答数	543	30	4	2	23	602
割合 (%)	90.2%	5.0%	0.7%	0.3%	3.8%	100%

問 22 ごみに関してわからないことがあった時、どこから情報を入手していますか？

質問	ごみ分別の手引き	ごみ収集日カレンダー	町の広報	インターネット	役場に電話して聞く	合計
回答数	346	121	12	38	25	542
割合 (%)	63.8%	22.3%	2.2%	7.0%	4.6%	100%

問 23 「ごみ分別の手引き」は更新の都度全戸配布しておりますが、インターネットやスマートフォン等の普及により、紙の冊子を配る事の必要性についても検討しております。「ごみ分別の手引き」を更新した場合、ご家庭に一冊必要だと思いますか？インターネットで必要な情報を得られるようにすれば良いですか？

質問	分別の手引きの配布は必要	ごみの出し方、曜日等が、大きく変わった時だけ必要	転入者や希望者にだけ配布すれば良い	インターネットだけで良い	わからないその他	合計
回答数	382	111	51	38	23	605
割合 (%)	63.1%	18.3%	8.4%	6.3%	3.8%	100%

問 24 利用しているごみステーションは、出すごみは収集日当日の8時までに出すルールが守られていますか？

質問	守られている	守られない日もある	守られていない	ルールを知らなかった。	わからないその他	合計
回答数	296	217	49	9	39	610
割合 (%)	48.5%	35.6%	8.0%	1.5%	6.4%	100%

問 25 利用しているごみステーションの管理、清潔保全是どのように行われていますか？

質問	当番で行っている	アパートなどの管理人が行っている	特定の人がボランティアで行っている	特に何もしてない	わからないその他	合計
回答数	92	10	201	135	159	597
割合 (%)	15.4%	1.7%	33.7%	22.6%	26.6%	100%

ごみに関する意見

※主な意見

○生ごみ

- ・生ごみは水切りかごを使いさらに、新聞紙の上で一晩おいてから生ごみの袋に入れる。生ごみの袋は破れやすいが環境に負荷をかけないのであれば許容出来る。
- ・生ごみ袋が破けてだめになったことが何度もあり、有料の袋にも関わらず無駄に消費したことがあるためできるだけ早く普通の素材に戻して欲しいです。玄関先で破けて生ごみが散らかった時は本当に嫌になりました。お金だけでなく時間も無駄になりただただ無意味です。
- ・コンポストは良い取り組みですが、ヒグマはどこにでもいるので、斜里町で町が助成して導入するのは良くないです。ヒグマを寄せ付けるとおそれが大いにあります。今ほどヒグマが出没しなかった30年前には自宅の庭にコンポストを置き家庭菜園を楽しみましたが、もうコンポストを使いたいとは思えません。コンポストの利用で寄ってきたヒグマが殺されるのは避けたいです。個人の楽しみでされている人に禁止をすぐ求めないにしても、町が導入を進める事は安全や自然保護の観点からもふさわしくないと考えます。
- ・家庭内で生ごみを処理できる機械の補助金をすぐに導入すべき。
- ・生ごみ袋は直ちに破れにくい製品に変更すべき。有料でこの袋はひどすぎる。周囲を見ると結局通常のビニール袋で二重にしている人が多い。これでは生分解性の袋にしている意味がない。
- ・大人2人暮らしだと生ごみ4Lは大きい、もう少し小さい袋も欲しい。
- ・生ごみ袋は早急に改善してほしい。他の町同様一般ごみと生ごみを合わせてほしい。
- ・生ごみの袋が弱すぎ。ごみ箱の目の前で敗れた時もあるので、そうなったら非常に困った経験がある。もっと

何とかして欲しい。

- ・生分改性の袋は私のように1週間から10日に1回しか出さない者にとっては不向き。袋は弱くてすぐ破れる。
- ・今後生ごみが続くのであれば4L以下の袋もあればありがたい、週2日回収でも4Lだと大きい時がある。
- ・私が町外に住んでいた時、生ごみやプラも燃えるごみとして出せたのでとても楽でした。また指定のごみ袋も無かったです。
- ・生ごみ袋の4Lが破れることが多く不便に感じています。もう少し丈夫だと助かります。・夏場は生ごみをこまめに出したいので、2Lの袋があるといいなと思います。
- ・我が家の場合生ごみは堆肥場から畑へ還元される。斜里町でも生ごみを堆肥化することは難しいのか。一般ごみと合わせて収集することも検討しているとあったがすべて焼却処分ということになるのか。現状を知らせて欲しい。

○粗大ごみ

- ・ベットの分別は大変です。スプリング布など解体するのは無理です。そのまま出せるようにしてほしい。
- ・粗大ごみを料金が上がっても郡部、部落も戸別収集して欲しいです。

○リサイクル、資源回収

- ・雑紙として処分したいのですが、毎回都合が良い紙袋などなく結果一般ごみとして処分しています。ごみ袋で出して良いなどもう少し出しやすくなる方法を検討されてはいかがでしょうか。
- ・衣類を資源ごみと同じように回収にして欲しい。捨てている人が多く勿体ない。
- ・ペットボトルや缶の回収回数ちょうど良いですが、子供が居たりするとペットボトルが多かったりと置く場所がないと結構大変です。週に1回ペットと缶の日があれば小出しすることができますと思います。一般ごみと生ごみを燃えるごみとし一緒になったらとてもありがたいです。町民はみんなごみ分別努力していると思います。その後があまり見えません。分別することによってこうなんです。とかを広報とかで伝えてくれると分別の遣り甲斐が上がります。
- ・資源ごみ、月1回収は、ごみが貯まるので本当に困っている。資源ごみは回修業者等に任せて、毎週持って行って欲しい

○ごみステーション

- ・ごみ回収は町内会に加入すると言われて町会に加入したが、町内会に加入していない人もごみを捨てる事が出来ており不満。基本誰でも捨てる事ができるので町内会に加入する意味がわからない。
- ・班の中でごみ当番は無いが、心ある人が片付けや除雪などをしているのに、全くごみ分別も排出日も把握していない方いて毎回ごみを残されることがある。
- ・ごみステーションが遠くて車で行かなければならない(1キロ強)免許返納したらどうしようか悩んでいる。
- ・ごみステーションがサビ等で不潔の様に見える
- ・どこのステーションを見ても、収集日以外のごみが入っていて、他の市町村から来た人から見たら「だらしない町」「出し方が適当な町」だと思う。役場の人も知っているはずなのに見て見ぬふりが感じられる。そもそもそれすら関心が無いのかも。このアンケート事体、無意味な気がします、役場、住民の考え方が変わる事を願います。
- ・決められた場所ではないごみステーションにごみを捨てに来る人がいて困っています。それも前日の日中に。
- ・マナーの悪い人が、自分の地域でない所に車で持ってきて捨てるのをどうにかしたい。
- ・市街地にくらべ郡部はごみステーションの数が少ない。郡部は人口が多くないので少ないのはわかるが、何Kmも先にごみを持っていくのは徒歩では無理。高齢になって車が使えなくなるとごみ処理に困る。郡部ももう少しごみステーションの数を増やして欲しい。又、だれでもごみを入れても良い場所を何か所か作って欲しい。管理は大変だと思います。

○収集回数

- ・ごみ収集の頻度が低すぎる。特に年度末、年度始めは増やさないごみステーションの長期間の占有や不法投棄の温床になっていると感じる。早急に回数を増やすべき。

○その他

- ・ウトロ地域で一部ごみの処理あるいは保管を行うべきだと思います。運搬車の回数は減らすべき、工夫が必要です。観光地でもあるために、斜里町発信のエコは観光とCO2課題などに取り組むモデル地区にしていくべきだと思います。と地域のグループでそのような話をしています。
- ・インターネットの普及による分別の手引きの不要かと質問がありますが、高齢者の人はスマートフォンなど使用出来ない人が多いのではないかと思います。
- ・分別の手引きは、役場やポルト等に置いておき、欲しい人はもらいに行けばいいと思います。広報で最新版できたとお知らせがあればかわるかも。

- ・必要な物しか購入しない事。家をたたむ事を考えたら有るものを利用、考えながら使いこなす。念頭に入れます。
- ・リサイクルできる物は細かく分別し一般ごみを減らすようにしています。粗大ごみ、燃えないごみは捨てる前に用途を変え何かに利用できないか、考えてから処分するようにしています。
- ・シルバー人材などで直せる人がいたら家具等粗大ごみ等は、使えるように修理して安く売って欲しい。
- ・子供のおもちゃ等、寄付出来る所を広報にのせて欲しい。
- ・壊れたおもちゃ直してくれるイベント作って欲しい。
- ・使わない子育て用品（ベビーカー、チャイルドシート、だっこひも、子供用机、子供家具等）リサイクルできる仕組みを作って欲しい。捨てるのは勿体ない。
- ・出産した時に町からいただける乳幼児用ごみ袋の配布は、本当に助かっています、ありがとうございます。今後も是非、新しく赤ちゃんが生まれた世帯への配布を続けていただけたらいいなと思います。
- ・減量化のため、新しく物を増やさない生活を心が得る。(購入前に捨てる時のことまで考えて検討する)
- ・ごみ拾いを経験した人はむやみにポイ捨てをする事がなくなるといいなと思う。子供の内から考えさせる為、教育の一環で、学校によるごみ拾い経験をしてもらおうとよいと思う。
- ・出来るだけ分別して一般ごみを減らすための努力をしています。
- ・買い物の時、エコバック持参し要らない袋はもらわないようにしている。